

令和元年

市議会 9 月定例会議案

掛 川 市

目 次

議 案 番 号	件 名	頁
議案第 8 0 号	令和元年度掛川市一般会計補正予算（第 2 号）について	1
議案第 8 1 号	令和元年度掛川市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について	8 9
議案第 8 2 号	令和元年度掛川市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 1 号）について	1 0 9
議案第 8 3 号	令和元年度掛川市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について	1 2 1
議案第 8 4 号	令和元年度掛川市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について	1 3 5
議案第 8 5 号	会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	1 5 1
議案第 8 6 号	掛川市会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について	1 6 1
議案第 8 7 号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	1 6 5
議案第 8 8 号	掛川市印鑑条例の一部改正について	1 6 9
議案第 8 9 号	掛川市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について	1 7 3
議案第 9 0 号	掛川市立幼稚園保育料等徴収条例等の一部改正について	1 7 7
議案第 9 1 号	掛川市手数料条例の一部改正について	1 9 1
議案第 9 2 号	掛川市消防団条例の一部改正について	1 9 5
議案第 9 3 号	平成30年度掛川市水道事業会計剰余金の処分について	1 9 7
認第 1 号 ～ 認第 1 5 号	平成30年度掛川市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について	別冊
認 第 1 6 号	平成30年度掛川市水道事業会計決算の認定について	別冊
報告第 3 号	健全化判断比率の報告について	1 9 9
報告第 4 号	資金不足比率の報告について	2 0 1

令和元年度掛川市一般会計補正予算（第 2 号）

令和元年度掛川市一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 650,266 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 48,886,377 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表地方債補正」による。

令和元年 9 月 2 日提出

掛川市長 松 井 三 郎

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
10 地方特例交付金		137,000	152,478	289,478
	1 地方特例交付金	137,000	3,241	140,241
	2 子ども・子育て支援臨時交付金	0	149,237	149,237
11 地方交付税		3,470,000	△161,211	3,308,789
	1 地方交付税	3,470,000	△161,211	3,308,789
13 分担金及び負担金		456,764	△101,536	355,228
	1 分担金	29,291	4,300	33,591
	2 負担金	427,473	△105,836	321,637
14 使用料及び手数料		680,270	△43,922	636,348
	1 使用料	471,334	△43,922	427,412
15 国庫支出金		5,763,911	456,641	6,220,552
	2 国庫補助金	2,567,918	456,641	3,024,559
16 県支出金		3,215,709	107,550	3,323,259
	1 県負担金	1,670,206	102,447	1,772,653
	2 県補助金	1,291,727	5,100	1,296,827
	3 委託金	253,776	3	253,779
17 財産収入		71,097	31,469	102,566
	1 財産運用収入	25,337	80	25,417
	2 財産売却収入	45,760	31,389	77,149
19 繰入金		2,643,913	△1,386,059	1,257,854
	1 基金繰入金	2,643,913	△1,386,059	1,257,854
20 繰越金		50,000	1,357,725	1,407,725
	1 繰越金	50,000	1,357,725	1,407,725
21 諸収入		2,666,900	2,231	2,669,131
	4 雑入	1,238,967	2,231	1,241,198

款	項	補正前の額	補 正 額	計
22 市債		千円 4,059,800	千円 234,900	千円 4,294,700
	1 市債	4,059,800	234,900	4,294,700
歳 入 合 計		48,236,111	650,266	48,886,377

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 議会費		277,363	2,291	279,654
	1 議会費	277,363	2,291	279,654
2 総務費		5,248,511	14,764	5,263,275
	1 総務管理費	4,282,993	14,761	4,297,754
	5 統計調査費	22,121	3	22,124
3 民生費		15,258,270	151,391	15,409,661
	2 児童福祉費	8,046,463	151,391	8,197,854
4 衛生費		4,977,941	6,576	4,984,517
	1 保健費	2,869,935	6,576	2,876,511
6 農林水産業費		1,349,961	10,731	1,360,692
	1 農業費	431,287	1,731	433,018
	2 農地費	791,550	9,000	800,550
8 土木費		5,361,741	355,769	5,717,510
	1 土木管理費	236,612	3,200	239,812
	2 道路橋梁費	1,759,918	340,461	2,100,379
	4 都市計画費	2,293,722	10,788	2,304,510
	5 住宅費	398,374	1,320	399,694
10 教育費		5,446,447	65,761	5,512,208
	4 幼稚園費	1,350,426	63,583	1,414,009
	5 社会教育費	877,163	2,178	879,341
	6 保健体育費	1,615,913	0	1,615,913
11 災害復旧費		168,282	70,340	238,622
	1 農林水産施設災害復旧費	74,979	14,410	89,389
	2 土木施設災害復旧費	93,303	55,930	149,233

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
12 公債費		5,418,673	△27,357	5,391,316
	1 公債費	5,418,673	△27,357	5,391,316
歳 出 合 計		48,236,111	650,266	48,886,377

第2表 債務負担行為補正

1. 追加の部

(単位 千円)

事 項	期 間	限度額
市民課窓口業務委託	自 令和 元 年度 至 令和 4 年度	190,557
市道嶺向東大谷線（天神橋）道路改良工事	自 令和 元 年度 至 令和 2 年度	150,000

第3表 地方債補正

1. 変更の部（上段：補正前 下段：補正後）

（単位 千円）

項 目	起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
民生債 (700増)	認定こども園整備事業 (700増)	794, 900	証書借入	政府資金は指定利率。その他は5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件に従う。ただし、市財政の都合により据置期間中でも繰上償還をなし又は償還期限を短縮し若しくは低利債に借換えすることができる。
		795, 600			
農林水産債 (4, 200増)	農業農村整備事業 (4, 200増)	109, 800			
		114, 000			
土木債 (116, 000増)	辺 地 対 策 事 業 (市道改良事業) (△19, 000減)	102, 000			
		83, 000			
	公 共 道 路 事 業 (68, 000増)	107, 400			
		175, 400			
	合併推進道路整備事業 (△6, 600減)	253, 100			
		246, 500			
	道路橋梁維持事業 (7, 500増)	78, 800			
		86, 300			
	橋梁耐震補強事業 (14, 200増)	66, 700			
		80, 900			
	歩 道 改 良 事 業 (51, 900増)	83, 600			
		135, 500			
臨時財政対策債 (114, 000増)	臨 時 財 政 対 策 債 (114, 000増)	1, 265, 000			
		1, 379, 000			
合 計 (234, 900増)		4, 059, 800			
		4, 294, 700			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	構成比	補正額	計	構成比
		%			%
1 市税	21,022,348	43.6		21,022,348	43.0
2 地方譲与税	531,500	1.1		531,500	1.1
3 利子割交付金	26,000	0.1		26,000	0.1
4 配当割交付金	67,000	0.1		67,000	0.1
5 株式等譲渡所得割交付金	82,000	0.2		82,000	0.2
6 地方消費税交付金	2,207,000	4.6		2,207,000	4.5
7 ゴルフ場利用税交付金	66,000	0.1		66,000	0.1
8 自動車取得税交付金	100,000	0.2		100,000	0.2
9 環境性能割交付金	64,000	0.1		64,000	0.1
10 地方特例交付金	137,000	0.3	152,478	289,478	0.6
11 地方交付税	3,470,000	7.2	△161,211	3,308,789	6.8
12 交通安全対策特別交付金	23,000	0.1		23,000	0.0
13 分担金及び負担金	456,764	0.9	△101,536	355,228	0.7
14 使用料及び手数料	680,270	1.4	△43,922	636,348	1.3
15 国庫支出金	5,763,911	12.0	456,641	6,220,552	12.7
16 県支出金	3,215,709	6.7	107,550	3,323,259	6.8
17 財産収入	71,097	0.1	31,469	102,566	0.2
18 寄附金	831,899	1.7		831,899	1.7
19 繰入金	2,643,913	5.5	△1,386,059	1,257,854	2.6
20 繰越金	50,000	0.1	1,357,725	1,407,725	2.9
21 諸収入	2,666,900	5.5	2,231	2,669,131	5.5
22 市債	4,059,800	8.4	234,900	4,294,700	8.8
歳入合計	48,236,111	100.0	650,266	48,886,377	100.0

(歳 出)

款	補正前の額	構成比	補 正 額
		%	
1 議会費	277,363	0.6	2,291
2 総務費	5,248,511	10.9	14,764
3 民生費	15,258,270	31.6	151,391
4 衛生費	4,977,941	10.3	6,576
5 労働費	1,410,575	2.9	
6 農林水産業費	1,349,961	2.8	10,731
7 商工費	1,761,153	3.7	
8 土木費	5,361,741	11.1	355,769
9 消防費	1,514,371	3.1	
10 教育費	5,446,447	11.3	65,761
11 災害復旧費	168,282	0.4	70,340
12 公債費	5,418,673	11.2	△27,357
13 予備費	42,823	0.1	
歳 出 合 計	48,236,111	100.0	650,266

(単位：千円)

計	構成比	補 正 額 の 財 源 内 訳			
		特 定 財 源			一 般 財 源
		国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
	%				
279,654	0.6				2,291
5,263,275	10.7	8,408			6,356
15,409,661	31.5	375,869	700	△122,820	△102,358
4,984,517	10.2	1,588			4,988
1,410,575	2.9				
1,360,692	2.8		4,200	4,300	2,231
1,761,153	3.6				
5,717,510	11.7	201,761	116,000		38,008
1,514,371	3.1				
5,512,208	11.3	125,802		△26,718	△33,323
238,622	0.5				70,340
5,391,316	11.0				△27,357
42,823	0.1				
48,886,377	100.0	713,428	120,900	△145,238	△38,824

2 歳 入

10 款 地方特例交付金

1 項 地方特例交付金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
1 地方特例交付金	補正前 137,000 補正額 3,241 計 140,241	1 地方特例交付金	3,241
計	補正前 137,000 補正額 3,241 計 140,241		

10 款 地方特例交付金

2 項 子ども・子育て支援臨時交付金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
1 子ども・子育て支援臨時交付金	補正前 0 補正額 149,237 計 149,237	1 子ども・子育て支援臨時交付金	149,237

(単位：千円)

説	明	備 考
地方特例交付金	3,241	
既決予算額 137,000	補正後予算額 140,241	
減収補てん特例交付金 140,241 (3,241増)		
住宅借入金等特別税額控除分	120,039	
自動車税環境性能割臨時的軽減分	16,305	
軽自動車税環境性能割臨時的軽減分	3,897	

(単位：千円)

説	明	備 考
子ども・子育て支援臨時交付金	149,237	
追加		
施設型給付費		
保育園・認定こども園	$266,130 \times 1/4 = 66,533$	
私立幼稚園・認定こども園	$99,084 \times 1/4 = 24,771$	
認定こども園保育認定園児給食費	351	
認定こども園教育認定園児給食費	295	
公立幼稚園園児給食費	1,815	
補足給付事業費	$1,215 \times 1/3 = 405$	
施設等利用給付費		
認可外保育施設等	$14,660 \times 1/4 = 3,665$	
新制度未移行園	$21,090 \times 1/4 = 5,273$	
私立幼稚園・認定こども園預かり保育	$4,293 \times 1/4 = 1,073$	
公立幼稚園・認定こども園預かり保育	$4,536 \times 1/4 = 1,134$	
公立認定こども園保育料		
保育認定園児	$24,516 \times 1/2 = 12,258$	
教育認定園児	$13,522 \times 1/2 = 6,761$	
公立幼稚園保育料	$49,806 \times 1/2 = 24,903$	

10款 地方特例交付金

10款 地方特例交付金

2項 子ども・子育て支援臨時交付金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
計	補正前		
	0		
	補正額		
	149,237		
	計		
	149,237		

(単位：千円)

説 明	備 考

1 1 款 地方交付税

1 項 地方交付税

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
1 地方交付税	補正前 3,470,000 補正額 △161,211 計 3,308,789	1 普通地方交付税	△161,211
計	補正前 3,470,000 補正額 △161,211 計 3,308,789		

(単位：千円)

説 明	備 考
普通地方交付税 △161,211 既決予算額 2,720,000 補正後予算額 2,558,789 基準財政需要額 (A) 旧掛川市 13,468,811 旧大東町 4,513,402 旧大須賀町 2,896,502 基準財政収入額 (B) 旧掛川市 12,385,189 旧大東町 3,370,779 旧大須賀町 2,190,634 交付基準額 (A) - (B) = (C) 旧掛川市 1,083,622 旧大東町 1,142,623 旧大須賀町 705,868 合併算定替縮減による影響額 (D) 旧掛川市 159,307 旧大東町 121,119 旧大須賀町 74,823 調整額 (E) 旧掛川市 11,722 旧大東町 3,868 旧大須賀町 2,485 交付決定額 (C) - (D) - (E) 旧掛川市 912,593 旧大東町 1,017,636 旧大須賀町 628,560 計 2,558,789	

1 3 款 分担金及び負担金

1 項 分担金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
1 農林水産業費分担金	補正前 29,291 補正額 4,300 計 33,591	1 農業農村整備事業 費地元分担金	4,300
計	補正前 29,291 補正額 4,300 計 33,591		

1 3 款 分担金及び負担金

2 項 負担金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
1 民生費負担金	補正前 418,696 補正額 △105,836 計 312,860	3 私立保育園保育料 等負担金	△105,836

(単位：千円)

説 明	備 考
県施行土地改良総合整備事業分担金 4,300 既決予算額 27,061 補正後予算額 31,361 農業水利施設保全合理化事業（遊家・家代地区） $50,000 \times 3\% = 1,500$（300増） 経営体育成基盤整備事業（佐束地区） $83,692 \times 12.5\% = 10,461$（2,500増） 農地整備事業（和田岡原地区） $125,000 \times 10\% = 12,500$（1,500増）	

(単位：千円)

説 明	備 考
私立保育園保育料 $\Delta 105,836$ 既決予算額 383,613 補正後予算額 277,777 国基準額 市内 12園 1,439人 市外 24人 (A) 585,819 市独自の軽減額（満3歳未満） (B) 79,615 市独自の軽減額（満3歳以上） (C) 122,591 無償化分 (D) 105,836 保育料徴収額 (A) - (B) - (C) - (D) 277,777	

13款 分担金及び負担金

1 3 款 分担金及び負担金

2 項 負担金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
計	補正前		
	427,473		
	補正額		
	△105,836		
	計		
	321,637		

(単位：千円)

説 明	備 考

1 4 款 使用料及び手数料

1 項 使用料

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
2 民生使用料	補正前 60,552 補正額 △19,019 計 41,533	4 公立認定こども園 使用料	△19,019
7 教育使用料	補正前 69,099 補正額 △24,903 計 44,196	2 幼稚園使用料	△24,903
計	補正前 471,334 補正額 △43,922 計 427,412		

(単位：千円)

説 明	備 考
公立認定こども園保育認定保育料 △12,258 既決予算額 44,079 補正後予算額 31,821 国基準額 1園 160人 (A) 60,778 市独自の軽減額 (満3歳未満) (B) 5,993 市独自の軽減額 (満3歳以上) (C) 10,706 無償化分 (D) 12,258 保育料徴収額 (A) - (B) - (C) - (D) 31,821 公立認定こども園教育認定保育料 △6,761 既決予算額 13,522 補正後予算額 6,761 国基準額 1園 132人 (A) 24,156 市独自の軽減額 (B) 10,634 無償化分 (C) 6,761 保育料徴収額 (A) - (B) - (C) 6,761	
幼稚園保育料 △24,903 既決予算額 49,806 補正後予算額 24,903 公立幼稚園保育料 国基準額 8園 550人 (A) 86,088 市独自の軽減額 (B) 36,282 無償化分 (C) 24,903 保育料徴収額 (A) - (B) - (C) 24,903	

1 5 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
1 総務費国庫補助金	補正前	4 生涯学習推進費国庫補助金	4,370
	36,647		
	補正額		
	4,370		
2 民生費国庫補助金	計	5 保育園管理費国庫補助金	44,280
	41,017		
	補正前		
	1,453,064		
3 衛生費国庫補助金	補正額	6 保育サービス推進支援費国庫補助金	205,302
	249,582		
	計		
	1,702,646		
3 衛生費国庫補助金	補正前	1 母子保健事業費国庫補助金	928
	81,650		
	補正額		
	928		
3 衛生費国庫補助金	計	1 母子保健事業費国庫補助金	928
	82,578		
	補正前		
	81,650		

(単位：千円)

説 明	備 考
文化芸術振興費補助金 4,370 追加 $8,740 \times 1/2$	
保育所等整備事業費補助金 44,280 既決予算額 190,500 補正後予算額 234,780 保育所等整備交付金 南西郷地内保育園 $295,056 \times 2/3 \times 100\% = 196,704$ (6,204増) 小規模保育事業所 $57,114 \times 2/3 \times 100\% = 38,076$ (追加)	
子どものための教育・保育給付交付金 182,607 既決予算額 949,067 補正後予算額 1,131,674 施設型給付費 保育園・認定こども園 $266,130 \times 1/2 = 133,065$ (追加) 私立幼稚園・認定こども園 $99,084 \times 1/2 = 49,542$ (追加) 子ども・子育て支援交付金 405 既決予算額 43,191 補正後予算額 43,596 補足給付事業 $1,215 \times 1/3 = 405$ (追加) 子育てのための施設等利用給付交付金 22,290 追加 認可外保育施設等 $14,660 \times 1/2 = 7,330$ 新制度未移行園 $21,090 \times 1/2 = 10,545$ 私立幼稚園・認定こども園預かり保育 $4,293 \times 1/2 = 2,147$ 公立幼稚園・認定こども園預かり保育 $4,536 \times 1/2 = 2,268$	
母子保健情報連携システム改修事業費補助金 928 追加 $1,393 \times 2/3$	

1 5 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
5 土木費国庫補助金	補正前	1 道路新設改良事業	201,761
	745,123	費国庫補助金	
	補正額		
	201,761		
	計		
	946,884		

(単位：千円)

説 明	備 考
道路舗装改良防災・安全社会資本整備総合交付金 17,629 既決予算額 142,950 補正後予算額 160,579 舗装補修工事 31,858×50%= 15,929 その他 263,000×55%=144,650	
桜木中横断線社会資本整備総合交付金 7,500 既決予算額 25,000 補正後予算額 32,500 65,000×50%	
郡道坂線社会資本整備総合交付金 41,000 既決予算額 30,000 補正後予算額 71,000 142,000×50%	
三井幹線社会資本整備総合交付金 10,000 既決予算額 10,000 補正後予算額 20,000 40,000×50%	
掛川駅梅橋線社会資本整備総合交付金 13,000 既決予算額 35,000 補正後予算額 48,000 96,000×50%	
橋梁耐震化社会資本整備総合交付金 19,250 既決予算額 90,750 補正後予算額 110,000 200,000×55%	
掛川高瀬線社会資本整備総合交付金 7,000 既決予算額 28,500 補正後予算額 35,500 71,000×50%	
通学路安全対策社会資本整備総合交付金 72,882 既決予算額 106,850 補正後予算額 179,732 288,604×55%+42,000×50%	
居尻黒俣線社会資本整備総合交付金 13,500 追加 27,000×50%	

1 5 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
計	補正前		
	2, 567, 918		
	補正額		
	456, 641		
	計		
	3, 024, 559		

(単位：千円)

説 明	備 考

1 6 款 県支出金

1 項 県負担金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
1 民生費県負担金	補正前 1,668,581 補正額 102,447 計 1,771,028	8 保育サービス推進 支援費県負担金	102,447
計	補正前 1,670,206 補正額 102,447 計 1,772,653		

1 6 款 県支出金

2 項 県補助金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
1 総務費県補助金	補正前 88,832 補正額 4,035 計 92,867	2 地籍調査費県補助 金	4,035

(単位：千円)

説 明	備 考
施設運営費負担金 91,303 既決予算額 453,000 補正後予算額 544,303 施設型給付費 保育園・認定こども園 $266,130 \times 1/4 = 66,532$ (追加) 私立幼稚園・認定こども園 $99,084 \times 1/4 = 24,771$ (追加) 子育てのための施設等利用給付負担金 11,144 追加 認可外保育施設等 $14,660 \times 1/4 = 3,665$ 新制度未移行園 $21,090 \times 1/4 = 5,272$ 私立幼稚園・認定こども園預かり保育 $4,293 \times 1/4 = 1,073$ 公立幼稚園・認定こども園預かり保育 $4,536 \times 1/4 = 1,134$	

(単位：千円)

説 明	備 考
地籍調査費補助金 4,035 既決予算額 26,010 補正後予算額 30,045 $40,060 \times 3/4$	

1 6 款 県支出金

2 項 県補助金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
2 民生費県補助金	補正前 457,778 補正額 405 計 458,183	10 保育サービス推進 支援費県補助金	405
3 衛生費県補助金	補正前 182,377 補正額 660 計 183,037	2 成人保健事業費県 補助金	660
計	補正前 1,291,727 補正額 5,100 計 1,296,827		

1 6 款 県支出金

3 項 委託金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
1 総務費委託金	補正前 239,076 補正額 3 計 239,079	5 統計調査費委託金	3

(単位：千円)

説 明	備 考
子育て支援事業費補助金 405 既決予算額 29,587 補正後予算額 29,992 補足給付事業 $1,215 \times 1/3 = 405$ (追加)	
若年がん患者等支援事業費補助金 660 追加 $1,320 \times 1/2$	

(単位：千円)

説 明	備 考
漁業センサス委託金 3 追加	

16款 県支出金

1 6 款 県支出金

3 項 委託金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
計	補正前		
	253, 776		
	補正額		
	3		
計	253, 779		

(単位：千円)

説 明	備 考

17款 財産収入

1項 財産運用収入

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
2 利子及び配当金	補正前 13,586 補正額 80 計 13,666	1 利子及び配当金	80
計	補正前 25,337 補正額 80 計 25,417		

17款 財産収入

2項 財産売却収入

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
1 不動産売却収入	補正前 10,521 補正額 31,389 計 41,910	1 土地売却収入	31,389

(単位：千円)

説 明	備 考
株式会社道の駅掛川配当金 追加 80	

(単位：千円)

説 明	備 考
市有土地売却収入 既決予算額 10,521 補正後予算額 41,910 本郷地内小規模保育事業所用地 31,389	

1 7 款 財産収入

2 項 財産売却収入

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
計	補正前		
	45,760		
	補正額		
	31,389		
	計		
	77,149		

(単位：千円)

説 明	備 考

19款 繰入金

1項 基金繰入金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
1 基金繰入金	補正前 2,643,913 補正額 △1,386,059 計 1,257,854	1 基金繰入金	△1,386,059
計	補正前 2,643,913 補正額 △1,386,059 計 1,257,854		

(単位：千円)

説 明	備 考
財政調整基金繰入金 △1,384,048 既決予算額 2,244,650 補正後予算額 860,602 文化芸術振興基金繰入金 △2,011 既決予算額 18,000 補正後予算額 15,989	

20款 繰越金

1項 繰越金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
1 繰越金	補正前 50,000 補正額 1,357,725 計 1,407,725	1 繰越金	1,357,725
計	補正前 50,000 補正額 1,357,725 計 1,407,725		

(単位：千円)

説 明	備 考
繰越金 1,357,725 既決予算額 50,000 補正後予算額 1,407,725 平成30年度決算見込額 歳入 (A) 47,432,668,290円 歳出 (B) 45,841,290,076円 (A) - (B) 1,591,378,214円 令和元年度に繰り越すべき財源 (C) 183,653,000円 (A) - (B) - (C) 1,407,725,214円	

2 1 款 諸収入

4 項 雑入

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
1 総務費雑収入	補正前 87,961 補正額 2,011 計 89,972	14 生涯学習推進費雑 入	2,011
2 民生費雑収入	補正前 263,502 補正額 2,035 計 265,537	12 認定こども園管理 費雑入	2,035
9 教育費雑収入	補正前 583,614 補正額 △1,815 計 581,799	12 学校給食運営費雑 入	△1,815
計	補正前 1,238,967 補正額 2,231 計 1,241,198		

(単位：千円)

説 明	備 考
地域づくり推進事業助成金 追加 2,011	
認定こども園保育認定園児給食費自己負担金 既決予算額 532 補正後予算額 2,862 認定こども園教育認定園児給食費自己負担金 既決予算額 7,707 補正後予算額 7,412 △295	
幼稚園園児給食費自己負担金 既決予算額 18,120 補正後予算額 16,305 △1,815	

2 2 款 市債

1 項 市債

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
2 民生債	補正前	1 認定こども園施設 整備事業債	700
	794,900		
	補正額		
	700		
3 農林水産債	計	1 農業農村整備事業 債	4,200
	795,600		
	補正前		
	149,400		
5 土木債	補正額	1 辺地対策事業債	△19,000
	4,200		
	計		
	153,600		
	補正前	2 幹線道路整備事業 債	61,400
	1,582,600		
	補正額		
	116,000		
	計	6 社会資本整備総合 交付金事業債	73,600
	1,698,600		

(単位：千円)

説 明	備 考
認定こども園整備事業 700 既決予算額 794,900 補正後予算額 795,600 南西郷地内保育園	
農業農村整備事業 4,200 既決予算額 109,800 補正後予算額 114,000 県営事業負担金	
市道改良事業 △19,000 既決予算額 102,000 補正後予算額 83,000 居尻黒俣線	
公共道路事業 68,000 既決予算額 107,400 補正後予算額 175,400 桜木中横断線、掛川駅梅橋線ほか 合併推進道路整備事業 △6,600 既決予算額 253,100 補正後予算額 246,500 掛川高瀬線	
道路橋梁維持事業 7,500 既決予算額 78,800 補正後予算額 86,300 橋梁 9橋 トンネル 4箇所 橋梁耐震補強事業 14,200 既決予算額 66,700 補正後予算額 80,900 三谷田橋、領家高橋	

2 2 款 市債

1 項 市債

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
10 臨時財政対策債	補正前 1, 265, 000 補正額 114, 000 計 1, 379, 000	1 臨時財政対策債	114, 000
計	補正前 4, 059, 800 補正額 234, 900 計 4, 294, 700		

(単位：千円)

説 明	備 考
歩道改良事業 51,900 既決予算額 83,600 補正後予算額 135,500 嶺向東大谷線、大淵3・4号線ほか	
臨時財政対策債 114,000 既決予算額 1,265,000 補正後予算額 1,379,000	

3 歳 出

1 款 議会費

1 項 議会費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
1 議会費	補正前 277,363 補正額 2,291 計 279,654	一般財源 2,291	8 報償費	2,291
計	補正前 277,363 補正額 2,291 計 279,654	一般財源 2,291		

(単位：千円)

説 明	備 考
1 議会活動費 2,291 (1) 議会運営費 2,291 既決予算額 7,612 補正後予算額 9,903 手話通訳者謝礼 2,914 (2,291増)	

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
15 地籍調査費	補正前	国県支出金	7 賃金	0
	53,727	4,035	9 旅費	4
	補正額	一般財源	11 需用費	0
	2,876	△1,159	12 役務費	△324
	計		13 委託料	3,046
	56,603		16 原材料費	150
17 土地情報管理費	補正前	一般財源	12 役務費	1,265
	121,303	1,265		
	補正額			
	1,265			
29 協働によるまちづくり推進費	計			
	122,568			
	補正前	一般財源	19 負担金補助及び交付金	6,250
	148,170	6,250		
32 生涯学習推進費	補正額			
	6,250			
	計			
	154,420			
32 生涯学習推進費	補正前	国県支出金	19 負担金補助及び交付金	4,370
	37,079	4,370		
	補正額			
	4,370			
32 生涯学習推進費	計			
	41,449			

(単位：千円)

説	明	備 考
1 地籍調査事業費	2,876	
(1) 二瀬川工区調査事業費	△25,741	
皆減		
地籍調査委託料 (△23,105皆減)		
(2) 東山口4工区調査事業費	28,617	
追加		
地籍調査委託料 26,151 (追加)		
1 公共測量推進費	1,265	
(1) 基準点設置事業費	1,265	
既決予算額 3,165 補正後予算額 4,430		
機器点検手数料 1,363 (1,265増)		
1 協働によるまちづくり推進費	6,250	
(1) 協働のまちづくり推進費	6,250	
既決予算額 122,349 補正後予算額 128,599		
地区まちづくり協議会交付金 120,370 (6,250増)		
1 市民文化振興事業費	4,370	
(1) 地域文化創造プロジェクト事業費	4,370	
既決予算額 8,000 補正後予算額 12,370		
かけがわ茶エンナーレ事業負担金 12,370 (4,370増)		

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
計	補正前	国県支出金		
	4,282,993	8,405		
	補正額	一般財源		
	14,761	6,356		
計	4,297,754			

2 款 総務費

5 項 統計調査費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
1 統計調査費	補正前	国県支出金	12 役務費	3
	22,121	3		
	補正額			
	3			
計	22,124			
計	補正前	国県支出金		
	22,121	3		
	補正額			
	3			
計	22,124			

(単位：千円)

説 明	備 考

(単位：千円)

説 明	備 考
1 基幹統計調査費 3	
(1) 漁業センサス費 3	
追加	
郵便料 3 (追加)	

2 款 総務費

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
4 保育園管理費	補正前	国県支出金	19 負担金補助及び交付金	49,814
	351,321	44,280		
	補正額	地方債		
	49,814	700		
計		一般財源		
	401,135	4,834		
5 保育サービス推進支援費	補正前	国県支出金	19 負担金補助及び交付金	△2,131
	2,692,209	311,924		
	補正額	その他	20 扶助費	103,708
	101,577	△105,836		
	計	一般財源		
	2,793,786	△104,511		
6 認定こども園管理費	補正前	国県支出金		
	317,222	19,665		
	補正額	その他		
	0	△16,984		
計		一般財源		
	317,222	△2,681		

(単位：千円)

説 明	備 考
1 保育園等施設整備費 49,814 (1) 施設整備費 49,814 既決予算額 274,065 補正後予算額 323,879 南西郷地内保育園建設費補助金 221,292 (6,979増) 小規模保育事業所施設整備事業費補助金 42,835 (追加)	
1 保育サービス推進支援費 101,577 (1) 私立保育園等運営費 59,129 既決予算額 2,071,043 補正後予算額 2,130,172 保育園 12園 1,439人 市外 24人 認定こども園 7園 789人 市外 5人 (2) 待機児童解消対策費 △5,527 既決予算額 95,627 補正後予算額 90,100 協働保育園等保育料助成費 17,031 (△5,527減) 認可外・事業所内保育所・企業主導型保育所 (3) 施設等利用給付費 47,975 追加 預かり保育料助成費 2,181 補足給付事業費補助金 1,215 認可外保育施設等利用給付費 14,660 新制度未移行園利用給付費 21,090 私立幼稚園・こども園預かり保育利用給付費 4,293 公立幼稚園・こども園預かり保育利用給付費 4,536	
財源更正	

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
計	補正前	国県支出金		
	8,046,463	375,869		
	補正額	地方債		
	151,391	700		
	計	その他		
	8,197,854	△122,820		
		一般財源		
		△102,358		

(単位：千円)

説 明	備 考

4 款 衛生費

1 項 保健費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
2 母子保健事業費	補正前	国県支出金	13 委託料	4,395
	782,283	928		
	補正額	一般財源		
	4,395	3,467		
	計			
	786,678			
3 成人保健事業費	補正前	国県支出金	11 需用費	10
	88,342	660	19 負担金補助及び交付金	1,320
	補正額	一般財源		
	1,330	670		
	計			
	89,672			
4 地域医療対策費	補正前	一般財源	23 償還金利子及び割引料	733
	462,900	733		
	補正額			
	733			
	計			
	463,633			
5 掛川市・袋井市病院企業団支援費	補正前	一般財源	19 負担金補助及び交付金	118
	1,022,114	118		
	補正額			
	118			
	計			
	1,022,232			

(単位：千円)

説 明	備 考
1 母子健康診査費 4,395 (1) 健康診査事業費 4,395 既決予算額 125,082 補正後予算額 129,477 母子保健情報連携システム改修事業委託料 4,395 (追加)	
1 若年がん患者等支援事業費 1,330 (1) 若年がん患者等支援事業費 1,330 追加 若年がん患者等支援事業費補助金 1,320 (追加)	
1 救急医療対策費 733 (1) 急患診療所運営事業費 733 既決予算額 75,390 補正後予算額 76,123 急患診療所運営事業負担金精算返還金 733 (追加)	
1 掛川市・袋井市病院企業団支援費 118 (1) 掛川市・袋井市病院企業団支援費 118 既決予算額 1,022,114 補正後予算額 1,022,232 中東遠総合医療センター運営負担金精算金 118 (追加)	

4 款 衛生費

1 項 保健費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
計	補正前	国県支出金		
	2, 869, 935	1, 588		
	補正額	一般財源		
	6, 576	4, 988		
計	2, 876, 511			

(単位：千円)

説 明	備 考

6 款 農林水産業費

1 項 農業費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
4 農業振興費	補正前 154,000 補正額 1,731 計 155,731	一般財源 1,731	15 工事請負費	1,731
計	補正前 431,287 補正額 1,731 計 433,018	一般財源 1,731		

6 款 農林水産業費

2 項 農地費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
1 農業農村整備事業費	補正前 359,975 補正額 9,000 計 368,975	地方債 4,200 その他 4,300 一般財源 500	19 負担金補助及び交付金	9,000

(単位：千円)

備 考	明 説
	1 農産物地産地消推進費 1,731 (1) 地産地消施設管理費 1,731 既決予算額 5,479 補正後予算額 7,210 改修工事費 3,328 (1,731増)

(単位：千円)

説 明	備 考
1 土地改良総合整備事業費	9,000
(1) (県施行) 土地改良総合整備事業費	9,000
既決予算額 125,080 補正後予算額 134,080	
遊家・家代地区農業水利施設保全合理化事業負担金	10,000 (2,000増)
佐束地区経営体育成基盤整備事業負担金	16,739 (4,000増)
和田岡原地区農地整備事業負担金	25,000 (3,000増)

6 款 農林水産業費

2 項 農地費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
計	補正前	地方債		
	791,550	4,200		
	補正額	その他		
	9,000	4,300		
計	800,550	一般財源		
		500		

(単位：千円)

説 明	備 考

8 款 土木費

1 項 土木管理費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
1 土木総務費	補正前	一般財源	12 役務費	1,000
	236,612	3,200	13 委託料	2,200
	補正額			
	3,200			
計	239,812			
計	補正前	一般財源		
	236,612	3,200		
	補正額			
	3,200			
計	239,812			

8 款 土木費

2 項 道路橋梁費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
1 道路橋梁維持費	補正前	国県支出金	13 委託料	△52,000
	305,523	10,450	15 工事請負費	68,800
	補正額	地方債		
	16,800	7,500		
計	322,323	一般財源		
		△1,150		
2 道路新設改良事業費	補正前	国県支出金	13 委託料	△1,001
	1,411,511	191,311	15 工事請負費	313,762
	補正額	地方債	17 公有財産購入費	△1,200
	323,661	108,500		
計	1,735,172	一般財源		
		23,850		

(単位：千円)

説 明	備 考
1 道路河川管理費 3,200 (1) 道路河川管理費 3,200 既決予算額 31,832 補正後予算額 35,032 廃棄物処理手数料 2,500 (1,000増) 河川水位観測システム構築業務委託料 2,200 (追加)	

(単位：千円)

説 明	備 考
1 道路橋梁維持費 16,800 (1) 道路橋梁維持費 16,800 既決予算額 305,523 補正後予算額 322,323 橋梁等修繕実施設計委託料 18,887 (△52,000減) 補修工事費 216,250 (68,800増) 白鬚橋、八幡橋、今沢橋ほか	
1 公共道路事業費 145,000 (1) 桜木中横断線改良事業費 17,000 既決予算額 54,000 補正後予算額 71,000 道路改良工事費 66,000 (15,000増) (2) 郡道坂線改良事業費 82,000 既決予算額 65,000 補正後予算額 147,000	

8款 土木費

8 款 土木費

2 項 道路橋梁費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
			22 補償補填及び賠償 金	12,100

(単位：千円)

説 明	備 考
道路改良工事費 144,000 (82,000増)	
(3) 三井幹線改良事業費 20,000	
既決予算額 22,000 補正後予算額 42,000	
道路改良工事費 42,000 (20,000増)	
(4) 掛川駅梅橋線改良事業費 26,000	
既決予算額 75,650 補正後予算額 101,650	
道路改良工事費 43,000 (12,800増)	
用地買収費 43,700 (△1,300減)	
物件移転補償費 14,500 (追加)	
2 辺地対策事業費 △5,501	
(1) 居尻黒俣線改良事業費 △5,501	
既決予算額 48,002 補正後予算額 42,501	
測量設計委託料 27,500 (△5,501減)	
3 生活道路新設改良事業費 50,358	
(1) 舗装改良事業費 14,358	
既決予算額 17,530 補正後予算額 31,888	
3路線	
道路舗装工事費 31,888 (14,358増)	
(2) 橋梁耐震補強事業費 36,000	
既決予算額 167,500 補正後予算額 203,500	
3橋	
耐震補強工事費 189,000 (36,000増)	
4 交通安全施設整備事業費 133,804	
(1) 歩道改良事業費 133,804	
既決予算額 202,700 補正後予算額 336,504	
8路線	
測量設計委託料 21,500 (2,500増)	
道路改良工事費 216,404 (133,604増)	
用地買収費 28,000 (100増)	
物件移転補償費 70,600 (△2,400減)	

8 款 土木費

2 項 道路橋梁費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
計	補正前	国県支出金		
	1,759,918	201,761		
	補正額	地方債		
	340,461	116,000		
計		一般財源		
	2,100,379	22,700		

8 款 土木費

4 項 都市計画費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
4 下水道費	補正前	一般財源	28 繰出金	500
	1,226,452	500		
	補正額			
	500			
計				
	1,226,952			
7 公園緑地管理費	補正前	一般財源	11 需用費	1,664
	314,566	10,288		
	補正額		15 工事請負費	8,624
	10,288			
計				
	324,854			

(単位：千円)

説	明	備	考

(単位：千円)

説	明	備	考
1 特別会計繰出金費	500		
(1) 特別会計繰出金費	500		
既決予算額 1,226,452	補正後予算額 1,226,952		
公共下水道事業特別会計繰出金	1,226,952 (500増)		
1 2 2 世紀の丘公園管理費	8,624		
(1) 施設管理費	8,624		
既決予算額 78,583	補正後予算額 87,207		
補修工事費	8,624 (追加)		
2 森林果樹公園管理費	1,664		
(1) 施設維持管理費	1,664		
既決予算額 18,752	補正後予算額 20,416		
施設修理費	4,864 (1,664増)		

8 款 土木費

8 款 土木費

4 項 都市計画費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
計	補正前 2, 293, 722 補正額 10, 788 計 2, 304, 510	一般財源 10, 788		

8 款 土木費

5 項 住宅費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
1 市営住宅管理費	補正前 189, 770 補正額 1, 320 計 191, 090	一般財源 1, 320	15 工事請負費	1, 320
計	補正前 398, 374 補正額 1, 320 計 399, 694	一般財源 1, 320		

(単位：千円)

説 明	備 考

(単位：千円)

説 明	備 考
1 市営住宅管理費 1,320 （1）施設管理費 1,320 既決予算額 76,534 補正後予算額 77,854 補修工事費 1,320（追加） 十九首団地	

10款 教育費

4項 幼稚園費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
1 幼稚園管理費	補正前 520,364 補正額 0 計 520,364	国県支出金 24,903 その他 △24,903		
5 私立幼稚園等支援費	補正前 558,136 補正額 63,583 計 621,719	国県支出金 99,084 一般財源 △35,501	20 扶助費	63,583
計	補正前 1,350,426 補正額 63,583 計 1,414,009	国県支出金 123,987 その他 △24,903 一般財源 △35,501		

10款 教育費

5項 社会教育費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
2 人づくり推進費	補正前 238,357 補正額 2,178 計 240,535	一般財源 2,178	11 需用費	2,178

(単位：千円)

説 明	備 考
財源更正	
1 私立幼稚園等支援事業費 63,583 (1) 私立幼稚園等運営費等助成費 63,583 既決予算額 558,136 補正後予算額 621,719 私立幼稚園等施設型給付費 589,912 (63,583増) 私立幼稚園・認定こども園 8園 1,090人 市外 12人	

(単位：千円)

説 明	備 考
1 社会教育施設管理費 2,178 (1) 文化ホール運営費 2,178 既決予算額 189,365 補正後予算額 191,543 修理費 3,337 (2,178増)	

10款 教育費

5項 社会教育費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
計	補正前	一般財源		
	877,163	2,178		
	補正額			
	2,178			
	計			
	879,341			

10款 教育費

6項 保健体育費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
3 学校給食運営費	補正前	国県支出金		
	1,223,786	1,815		
	補正額	その他		
	0	△1,815		
	計			
	1,223,786			
計	補正前	国県支出金		
	1,615,913	1,815		
	補正額	その他		
	0	△1,815		
	計			
	1,615,913			

(単位：千円)

説 明	備 考

(単位：千円)

説 明	備 考
財源更正	

1 1 款 災害復旧費

1 項 農林水産施設災害復旧費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
1 農業施設災害復旧費	補正前	一般財源	11 需用費	2,460
	60,339	14,410		
	補正額		15 工事請負費	11,950
	14,410			
	計			
	74,749			
計	補正前	一般財源		
	74,979	14,410		
	補正額			
	14,410			
	計			
	89,389			

1 1 款 災害復旧費

2 項 土木施設災害復旧費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
1 土木施設災害復旧費	補正前	一般財源	13 委託料	16,000
	93,303	55,930		
	補正額		15 工事請負費	39,930
	55,930			
	計			
	149,233			

(単位：千円)

備 考	明 説
	1 農業施設災害復旧費 14,410 (1) 単独災害復旧事業費 14,410 既決予算額 15,100 補正後予算額 29,510 施設修理費 6,760 (2,460増) 応急復旧工事費 22,450 (11,950増)

(単位：千円)

備 考	明 説
	1 土木施設災害復旧費 55,930
	(1) 公共災害復旧事業費 16,000
	既決予算額 76,303 補正後予算額 92,303
	測量設計委託料 21,000 (16,000増)
	(2) 単独災害復旧事業費 39,930
	既決予算額 17,000 補正後予算額 56,930
	応急復旧工事費 56,930 (39,930増)

1 1 款 災害復旧費

2 項 土木施設災害復旧費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
計	補正前	一般財源		
	93,303	55,930		
	補正額			
	55,930			
計	149,233			

(単位：千円)

説 明	備 考

1 2 款 公債費

1 項 公債費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
1 元金	補正前 5,109,152 補正額 3,821 計 5,112,973	一般財源 3,821	23 償還金利子及び割引料	3,821
2 利子	補正前 309,521 補正額 △31,178 計 278,343	一般財源 △31,178	23 償還金利子及び割引料	△31,178
計	補正前 5,418,673 補正額 △27,357 計 5,391,316	一般財源 △27,357		

(単位：千円)

説 明	備 考
1 元金 3,821 (1) 長期償還元金 3,821 既決予算額 5,109,152 補正後予算額 5,112,973 臨時財政対策債 1,573,713 (3,821増)	
1 利子 △31,178 (1) 長期償還利子 △31,178 既決予算額 307,521 補正後予算額 276,343 民 生 債 3,525 (△3,047減) 農林水産債 6,564 (△352減) 土 木 債 67,425 (△5,065減) 消 防 債 4,154 (△641減) 教 育 債 39,446 (△5,375減) 辺 地 債 751 (△333減) 災害復旧債 108 (△381減) 臨時財政対策債 93,557 (△15,950減) 災害援護資金 (△34皆減)	

債務負担行為で令和元年度以降にわたるものについての平成30年度末までの
支出額及び令和元年度以降の支出予定額等に関する調書

1. 債務負担に係るもの

上段：補正前 下段：補正後

(単位 千円)

事 項	限度額	30年度末までの支出済額		元年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期間	金 額	期間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
市民課窓口業務委託									
	190,557			元 ～ 4	190,557				190,557
市道嶺向東大谷線(天神橋)道路改良工事									
	150,000			元 ～ 2	150,000	82,500	60,700		6,800

地方債の平成29年度末現在高並びに平成30年度末及び
令和元年度末における現在高の見込に関する調査

(上段:補正前 下段:補正後)(単位 千円)

区 分	平成29年度末 現在高	平成30年度末 現在高見込額	令和元年度中増減見込額		令和元年度末 現在高見込額
			起債見込額	元金償還 見込額	
1. 普通債	21,888,166	21,602,065	(853,700) 2,746,500 (853,700) 2,867,400	3,263,645	(853,700) 21,084,920 (853,700) 21,205,820
(1) 総務債	400,258	244,389	12,600	124,860	132,129
(2) 民生債	187,759	1,040,408	(54,800) 794,900 (54,800) 795,600	30,615	(54,800) 1,804,693 (54,800) 1,805,393
(3) 衛生債	2,520,191	2,241,159		294,013	1,947,146
(4) 農林水産債	1,114,094	1,057,132	109,800 114,000	119,486	1,047,446 1,051,646
(5) 土木債	8,351,116	7,952,304	(194,500) 1,480,600 (194,500) 1,615,600	1,405,330	(194,500) 8,027,574 (194,500) 8,162,574
(6) 消防債	1,924,562	1,710,603	70,400	308,198	1,472,805
(7) 教育債	6,906,238	6,871,655	(604,400) 127,300	914,294	(604,400) 6,084,661
(8) 辺地債	483,948	484,415	150,900 131,900	66,849	568,466 549,466
2. 災害復旧債	93,051	112,350	(7,400) 41,600	10,115	(7,400) 41,600
3. その他	23,973,216	23,787,461	1,271,700 1,385,700	1,835,392 1,839,213	23,223,769 23,333,948
(1) 災害援護資金			6,700		6,700
(2) 住宅資金貸付債	1,418	577		188	389
(3) 住民税等減税補てん債	691,372	528,800		116,285	412,515
(4) 臨時財政対策債	22,160,305	22,284,917	1,265,000 1,379,000	1,569,892 1,573,713	21,980,025 22,090,204
(5) 減収補てん債	1,120,121	973,167		149,027	824,140
合 計	45,954,433	45,501,876	(861,100) 4,059,800 (861,100) 4,294,700	5,109,152 5,112,973	(861,100) 44,452,524 (861,100) 44,683,603

※()外書:平成30年度繰越分

令和元年度掛川市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和元年度掛川市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（総則）

第 1 条 平成31年度掛川市国民健康保険特別会計予算に付する元号の表示は「令和」とする。

（歳入歳出予算の補正）

第 2 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ169,179千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,978,937千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和元年 9 月 2 日提出

掛川市長 松 井 三 郎

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 繰越金		千円 30,706	千円 169,179	千円 199,885
	1 繰越金	30,706	169,179	199,885
歳 入 合 計		11,809,758	169,179	11,978,937

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 国民健康保険事業費納付金		千円 3,317,678	千円 △13,169	千円 3,304,509
	1 医療給付費分	2,218,011	△18,974	2,199,037
	2 後期高齢者支援金等分	841,233	△1,547	839,686
	3 介護納付金分	258,434	7,352	265,786
6 基金積立金		511	120,434	120,945
	1 基金積立金	511	120,434	120,945
8 諸支出金		16,000	61,914	77,914
	1 償還金及び還付加算金	16,000	61,914	77,914
歳 出 合 計		11,809,758	169,179	11,978,937

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	構成比	補正額	計	構成比
		%			%
1 国民健康保険税	2,326,528	19.7		2,326,528	19.4
2 使用料及び手数料	51	0.0		51	0.0
3 国庫支出金	48	0.0		48	0.0
4 県支出金	8,294,754	70.2		8,294,754	69.2
5 財産収入	512	0.0		512	0.0
6 繰入金	1,119,951	9.5		1,119,951	9.4
7 繰越金	30,706	0.3	169,179	199,885	1.7
8 諸収入	37,208	0.3		37,208	0.3
歳入合計	11,809,758	100.0	169,179	11,978,937	100.0

(歳 出)

款	補正前の額	構成比	補 正 額
1 総務費	161,037	% 1.4	
2 保険給付費	8,174,966	69.2	
3 国民健康保険事業費納付金	3,317,678	28.1	△13,169
4 共同事業拠出金	1	0.0	
5 保健事業費	134,164	1.1	
6 基金積立金	511	0.0	120,434
7 公債費	200	0.0	
8 諸支出金	16,000	0.1	61,914
9 予備費	5,201	0.1	
歳 出 合 計	11,809,758	100.0	169,179

(単位：千円)

計	構成比	補 正 額 の 財 源 内 訳			
		特 定 財 源		一 般 財 源	
		国 県 支 出 金	地 方 債		そ の 他
161,037	1.3				
8,174,966	68.3				
3,304,509	27.6				△13,169
1	0.0				
134,164	1.1				
120,945	1.0				120,434
200	0.0				
77,914	0.7				61,914
5,201	0.0				

2 歳 入

7 款 繰越金

1 項 繰越金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
1 繰越金	補正前 30,706 補正額 169,179 計 199,885	1 繰越金	169,179
計	補正前 30,706 補正額 169,179 計 199,885		

(単位：千円)

説 明	備 考
繰越金 169,179 既決予算額 30,706 補正後予算額 199,885 平成30年度決算見込額 歳入 (A) 12,002,833,846円 歳出 (B) 11,802,948,231円 (A) - (B) 199,885,615円	

3 歳 出

3 款 国民健康保険事業費納付金

1 項 医療給付費分

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
1 一般被保険者医療給付費分	補正前 2,210,938 補正額 △13,035 計 2,197,903	一般財源 △13,035	19 負担金補助及び交付金	△13,035
2 退職被保険者等医療給付費分	補正前 7,073 補正額 △5,939 計 1,134	一般財源 △5,939	19 負担金補助及び交付金	△5,939
計	補正前 2,218,011 補正額 △18,974 計 2,199,037	一般財源 △18,974		

3 款 国民健康保険事業費納付金

2 項 後期高齢者支援金等分

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
1 一般被保険者後期高齢者支援金等分	補正前 838,550 補正額 743 計 839,293	一般財源 743	19 負担金補助及び交付金	743

(単位：千円)

説	明	備	考
1 一般被保険者医療給付費分	△13,035		
(1) 一般被保険者医療給付費分	△13,035		
既決予算額 2,210,938	補正後予算額 2,197,903		
1 退職被保険者等医療給付費分	△5,939		
(1) 退職被保険者等医療給付費分	△5,939		
既決予算額 7,073	補正後予算額 1,134		

(単位：千円)

説	明	備	考
1 一般被保険者後期高齢者支援金等分	743		
(1) 一般被保険者後期高齢者支援金等分	743		
既決予算額 838,550	補正後予算額 839,293		

3 款 国民健康保険事業費納付金

2 項 後期高齢者支援金等分

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
2 退職被保険者等後期高齢者支援金等分	補正前 2,683 補正額 △2,290 計 393	一般財源 △2,290	19 負担金補助及び交付金	△2,290
計	補正前 841,233 補正額 △1,547 計 839,686	一般財源 △1,547		

3 款 国民健康保険事業費納付金

3 項 介護納付金分

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
1 一般被保険者介護納付金分	補正前 258,434 補正額 7,352 計 265,786	一般財源 7,352	19 負担金補助及び交付金	7,352

(単位：千円)

説	明	備	考
1	退職被保険者等後期高齢者支援金等分 (1) 退職被保険者等後期高齢者支援金等分 既決予算額 2,683 補正後予算額 393	△2,290 △2,290	

(単位：千円)

説	明	備	考
1	一般被保険者介護納付金分 (1) 一般被保険者介護納付金分 既決予算額 258,434 補正後予算額 265,786	7,352 7,352	

3 款 国民健康保険事業費納付金

3 項 介護納付金分

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
計	補正前	一般財源		
	258,434	7,352		
	補正額			
	7,352			
計				
	265,786			

(単位：千円)

説 明	備 考

6 款 基金積立金

1 項 基金積立金

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
1 国民健康保険事業基金積立金	補正前	一般財源	25 積立金	120,434
	511	120,434		
	補正額			
	120,434			
計				
	120,945			
計	補正前	一般財源		
	511	120,434		
	補正額			
	120,434			
計				
	120,945			

(単位：千円)

説 明	備 考
1 国民健康保険事業基金積立金 120,434 (1) 国民健康保険事業基金積立金 120,434 既決予算額 511 補正後予算額 120,945	

8 款 諸支出金

1 項 償還金及び還付加算金

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
3 償還金	補正前	一般財源	23 償還金利子及び割	61,914
	0	61,914	引料	
	補正額			
	61,914			
計	計			
	61,914			
計	補正前	一般財源		
	16,000	61,914		
	補正額			
	61,914			
計	計			
	77,914			

(単位：千円)

説 明	備 考
1 特定健診等負担金返還金 2,796 (1) 特定健診等負担金返還金 2,796 追加 2 保険給付費等交付金返還金 43,836 (1) 保険給付費等交付金返還金 43,836 追加 3 保険給付費等交付金償還金 15,282 (1) 保険給付費等交付金償還金 15,282 追加	

令和元年度掛川市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和元年度掛川市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（総則）

第 1 条 平成31年度掛川市後期高齢者医療保険特別会計予算に付する元号の表示は「令和」とする。

（歳入歳出予算の補正）

第 2 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,967千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,244,579千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和元年 9 月 2 日提出

掛川市長 松 井 三 郎

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 繰越金		千円 1,000	千円 7,967	千円 8,967
	1 繰越金	1,000	7,967	8,967
歳 入 合 計		1,236,612	7,967	1,244,579

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 後期高齢者医療広域連 合納付金		千円 1, 161, 259	千円 7, 967	千円 1, 169, 226
	1 後期高齢者医療広域連 合納付金	1, 161, 259	7, 967	1, 169, 226
歳 出 合 計		1, 236, 612	7, 967	1, 244, 579

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	構成比	補正額	計	構成比
		%			%
1 後期高齢者医療保険料	967,161	78.2		967,161	77.7
2 使用料及び手数料	1	0.0		1	0.0
3 繰入金	266,349	21.5		266,349	21.4
4 繰越金	1,000	0.1	7,967	8,967	0.7
5 諸収入	2,101	0.2		2,101	0.2
歳入合計	1,236,612	100.0	7,967	1,244,579	100.0

(歳 出)

款	補正前の額	構成比	補 正 額
1 総務費	31,854	% 2.6	
2 後期高齢者医療広域連合納付金	1,161,259	93.9	7,967
3 保健事業費	41,399	3.3	
4 公債費	100	0.0	
5 諸支出金	2,000	0.2	
歳 出 合 計	1,236,612	100.0	7,967

(単位：千円)

計	構成比	補正額の財源内訳			
		特 定 財 源			
		国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
31,854	2.6%				
1,169,226	93.9				7,967
41,399	3.3				
100	0.0				
2,000	0.2				
1,244,579	100.0				7,967

2 歳 入

4 款 繰越金

1 項 繰越金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
1 繰越金	補正前	1 繰越金	7,967
	1,000		
	補正額		
	7,967		
計	計		
	8,967		
計	補正前		
	1,000		
	補正額		
	7,967		
計	計		
	8,967		

(単位：千円)

説 明	備 考
繰越金 7,967 既決予算額 1,000 補正後予算額 8,967 平成30年度決算見込額 歳入 (A) 1,213,800,110円 歳出 (B) 1,204,833,729円 (A) - (B) 8,966,381円	

3 歳 出

2 款 後期高齢者医療広域連合納付金

1 項 後期高齢者医療広域連合納付金

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
1 後期高齢者医療広域連合 納付金	補正前 1,161,259 補正額 7,967 計 1,169,226	一般財源 7,967	19 負担金補助及び交 付金	7,967
計	補正前 1,161,259 補正額 7,967 計 1,169,226	一般財源 7,967		

(単位：千円)

説 明	備 考
1 後期高齢者医療広域連合納付金 7,967 (1) 後期高齢者医療広域連合納付金 7,967 既決予算額 1,161,259 補正後予算額 1,169,226	

令和元年度掛川市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和元年度掛川市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 284,384 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9,989,357 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和元年 9 月 2 日提出

掛川市長 松 井 三 郎

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
9 繰越金		千円 20	千円 284,384	千円 284,404
	1 繰越金	20	284,384	284,404
歳 入 合 計		9,704,973	284,384	9,989,357

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 基金積立金		千円 10,526	千円 128,249	千円 138,775
	1 基金積立金	10,526	128,249	138,775
5 諸支出金		2,020	156,135	158,155
	1 償還金及び還付加算金	2,020	156,135	158,155
歳 出 合 計		9,704,973	284,384	9,989,357

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	構成比	補正額	計	構成比
		%			%
1 保険料	2,211,767	22.8		2,211,767	22.1
2 分担金及び負担金	29,168	0.3		29,168	0.3
3 使用料及び手数料	1	0.0		1	0.0
4 国庫支出金	1,979,650	20.4		1,979,650	19.8
5 支払基金交付金	2,488,073	25.6		2,488,073	24.9
6 県支出金	1,393,881	14.4		1,393,881	14.0
7 財産収入	526	0.0		526	0.0
8 繰入金	1,594,060	16.4		1,594,060	16.0
9 繰越金	20	0.0	284,384	284,404	2.8
10 諸収入	7,827	0.1		7,827	0.1
歳入合計	9,704,973	100.0	284,384	9,989,357	100.0

(歳 出)

款	補正前の額	構成比	補 正 額
		%	
1 総務費	206,212	2.1	
2 保険給付費	9,485,515	97.8	
3 基金積立金	10,526	0.1	128,249
4 公債費	700	0.0	
5 諸支出金	2,020	0.0	156,135
歳 出 合 計	9,704,973	100.0	284,384

(単位：千円)

計	構成比	補 正 額 の 財 源 内 訳			
		特 定 財 源			一 般 財 源
		国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
	%				
206,212	2.1				
9,485,515	94.9				
138,775	1.4				128,249
700	0.0				
158,155	1.6				156,135
9,989,357	100.0				284,384

2 歳 入

9 款 繰越金

1 項 繰越金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
1 繰越金	補正前 20 補正額 284,384 計 284,404	1 繰越金	284,384
計	補正前 20 補正額 284,384 計 284,404		

(単位：千円)

説 明	備 考
繰越金 284,384 既決予算額 20 補正後予算額 284,404 平成30年度決算見込額 歳入 (A) 9,451,199,341円 歳出 (B) 9,166,795,739円 (A) - (B) 284,403,602円	

3 歳 出

3 款 基金積立金

1 項 基金積立金

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
1 給付支払準備基金積立金	補正前	一般財源	25 積立金	128, 249
	10, 526	128, 249		
	補正額			
	128, 249			
計				
	138, 775			
計	補正前	一般財源		
	10, 526	128, 249		
	補正額			
	128, 249			
計				
	138, 775			

(単位：千円)

説 明	備 考
1 給付支払準備基金積立金 128,249 (1) 給付支払準備基金積立金 128,249 既決予算額 10,526 補正後予算額 138,775	

5 款 諸支出金

1 項 償還金及び還付加算金

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
2 給付費精算返還金	補正前	一般財源	23 償還金利子及び割引料	149,542
	10	149,542		
	補正額			
	149,542			
3 地域支援事業費精算返還金	計			
	149,552			
	補正前	一般財源	23 償還金利子及び割引料	6,593
	10	6,593		
	補正額			
	6,593			
	計			
	6,603			
計	補正前	一般財源		
	2,020	156,135		
	補正額			
	156,135			
	計			
	158,155			

(単位：千円)

説 明	備 考
1 給付費精算返還金 149,542 (1) 給付費精算返還金 149,542 既決予算額 10 補正後予算額 149,552 国庫負担金精算返還金 117,076 支払基金交付金精算返還金 5,275 県負担金精算返還金 27,201	
1 地域支援事業費精算返還金 6,593 (1) 地域支援事業費精算返還金 6,593 既決予算額 10 補正後予算額 6,603 国庫負担金精算返還金 2,767 支払基金交付金精算返還金 2,245 県負担金精算返還金 1,591	

令和元年度掛川市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和元年度掛川市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（総則）

第 1 条 平成31年度掛川市公共下水道事業特別会計予算に付する元号の表示は「令和」とする。

（歳入歳出予算の補正）

第 2 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9,200千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,662,627千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 2 表地方債補正」による。

令和元年 9 月 2 日提出

掛川市長 松 井 三 郎

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3 国庫支出金		192,200	0	192,200
	1 国庫補助金	192,200	0	192,200
4 繰入金		1,226,452	500	1,226,952
	1 一般会計繰入金	1,226,452	500	1,226,952
6 市債		574,500	8,700	583,200
	1 市債	574,500	8,700	583,200
歳 入 合 計		2,653,427	9,200	2,662,627

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 公共下水道事業費		千円 1,470,123	千円 9,200	千円 1,479,323
	1 下水道建設事業費	855,586	9,200	864,786
歳 出 合 計		2,653,427	9,200	2,662,627

第2表 地方債補正

1. 変更の部（上段：補正前 下段：補正後）

（単位 千円）

項目	起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業債 (8,700増)	公共下水道事業	565,700	証書借入	政府資金は指定利率。その他は5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件に従う。ただし、市財政の都合により据置期間中でも繰上償還をなし又は償還期限を短縮し若しくは低利債に借換えすることができる。
		574,400			
計	(8,700増)	574,500			
		583,200			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	構成比	補正額	計	構成比
		%			%
1 分担金及び負担金	34,125	1.3		34,125	1.3
2 使用料及び手数料	608,201	22.9		608,201	22.8
3 国庫支出金	192,200	7.2		192,200	7.2
4 繰入金	1,226,452	46.2	500	1,226,952	46.1
5 諸収入	17,949	0.7		17,949	0.7
6 市債	574,500	21.7	8,700	583,200	21.9
歳入合計	2,653,427	100.0	9,200	2,662,627	100.0

(歳 出)

款	補正前の額	構成比	補 正 額
		%	
1 公共下水道事業費	1,470,123	55.4	9,200
2 公債費	1,183,204	44.6	
3 予備費	100	0.0	
歳 出 合 計	2,653,427	100.0	9,200

(単位：千円)

計	構成比 %	補正額の財源内訳			
		特定財源			一般財源
		国県支出金	地方債	その他	
1,479,323	55.6		8,700		500
1,183,204	44.4				
100	0.0				
2,662,627	100.0		8,700		500

2 歳 入

3 款 国庫支出金

1 項 国庫補助金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
1 公共下水道事業費国庫補助金	補正前 192,200 補正額 0 計 192,200	2 防災安全対策事業 費国庫補助金	0
計	補正前 192,200 補正額 0 計 192,200		

(単位：千円)

説 明	備 考
総合地震対策事業費交付金 13,700 既決予算額 26,250 補正後予算額 39,950 79,900×50% ストックマネジメント事業費交付金 △13,700 既決予算額 35,450 補正後予算額 21,750 43,500×50%	

4 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
1 一般会計繰入金	補正前 1, 226, 452 補正額 500 計 1, 226, 952	1 一般会計繰入金	500
計	補正前 1, 226, 452 補正額 500 計 1, 226, 952		

(単位：千円)

説 明	備 考
一般会計繰入金 500 既決予算額 1,226,452 補正後予算額 1,226,952	

6 款 市債

1 項 市債

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
1 下水道事業債	補正前 574,500 補正額 8,700 計 583,200	1 下水道事業債	8,700
計	補正前 574,500 補正額 8,700 計 583,200		

(単位：千円)

説 明	備 考
大東処理区公共下水道事業 11,400 既決予算額 19,600 補正後予算額 31,000 管渠 単独分 31,000 総合地震対策事業 12,300 既決予算額 23,600 補正後予算額 35,900 ストックマネジメント事業 △15,000 既決予算額 40,200 補正後予算額 25,200	

3 歳 出

1 款 公共下水道事業費

1 項 下水道建設事業費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
1 掛川処理区建設事業費	補正前		13 委託料	8,000
	480,796			
	補正額		22 補償補填及び賠償金	△8,000
	0			
	計			
	480,796			
2 大東処理区建設事業費	補正前	地方債	15 工事請負費	12,000
	34,635	11,400		
	補正額	一般財源		
	12,000	600		
	計			
	46,635			
4 防災安全対策事業費	補正前	地方債	13 委託料	△30,200
	132,400	△2,700		
	補正額	一般財源	15 工事請負費	27,400
	△2,800	△100		
	計			
	129,600			
計	補正前	地方債		
	855,586	8,700		
	補正額	一般財源		
	9,200	500		
	計			
	864,786			

(単位：千円)

説 明	備 考
1 管渠整備事業費 (1) 単独事業費 0 建物補償調査委託料 10,000 (8,000増) 物件移転補償費 30,000 (△8,000減)	
1 管渠整備事業費 12,000 (1) 単独事業費 12,000 既決予算額 25,011 補正後予算額 37,011 管渠工事費 34,000 (12,000増)	
1 総合地震対策事業費 27,400 (1) 公共事業費 27,400 既決予算額 52,600 補正後予算額 80,000 マンホール浮上防止工 N=52基 80,000 (27,400増) 2 ストックマネジメント事業費 △30,200 (1) 公共事業費 △30,200 既決予算額 79,800 補正後予算額 49,600 ストックマネジメント計画策定委託料 49,600 (△30,200減)	

地方債の平成29年度末現在高並びに平成30年度末及び
令和元年度末における現在高の見込に関する調書

(上段:補正前 下段:補正後) (単位 千円)

区 分	平成29年度末 現在高	平成30年度末 現在高見込額	令和元年度中増減見込額		令和元年度末 現在高見込額
			起債見込額	元金償還 見込額	
1. 普通債	17,026,206	16,889,878	574,500	894,686	16,569,692
			583,200		16,578,392
(1) 下水道事業債	17,026,206	16,889,878	574,500	894,686	16,569,692
			583,200		16,578,392
合 計	17,026,206	16,889,878	574,500	894,686	16,569,692
			583,200		16,578,392

議案第 85 号

会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例を裏面のとおり定める。

令和元年 9 月 2 日提出

掛川市長 松 井 三 郎

会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例

(掛川市職員の分限に関する条例の一部改正)

第1条 掛川市職員の分限に関する条例(平成17年掛川市条例第20号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(休職の効果) 第3条 (略) 2・3 (略)	(休職の効果) 第3条 (略) 2・3 (略) <u>4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項及び第3項の規定の適用については、第1項中「3年」とあるのは「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期(以下「任期」という。)」と、第3項中「係属する間」とあるのは「係属する間(当該期間が任期を超える場合にあっては、任期)」とする。</u>

(掛川市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 掛川市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(平成17年掛川市条例第22号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(減給の効果)	(減給の効果)

第3条 減給は、1日以上6月以下の期間につき、給料月額 の10分の1以下に相当する額を減ずるものとする。	第3条 減給は、1日以上6月以下の期間につき、給料月額（ <u>法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員にあっては、別に定めるところにより算出した報酬の額</u> ）の10分の1以下に相当する額を減ずるものとする。
---	--

（掛川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第3条 掛川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年掛川市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
（趣旨） 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。 （年次有給休暇） 第13条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。 (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員20日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数） (2)・(3) （略） 2・3 （略） <u>（臨時又は非常勤の職員の勤務時間等）</u> 第19条 <u>臨時又は非常勤の職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休日及び休暇については、第2条から</u>	（趣旨） 第1条 この条例は、<u>他の条例で定めるもののほか</u>、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。 （年次有給休暇） 第13条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。 (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員20日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員、<u>任期付短時間勤務職員及び臨時的に任用された職員</u>にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数） (2)・(3) （略） 2・3 （略） <u>第19条 削除</u>

前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則の定める基準に従い、任命権者が定める。

(掛川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第4条 掛川市職員の育児休業等に関する条例（平成17年掛川市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(育児休業をすることができない職員) 第2条 (略) (1)・(2) (略)	(育児休業をすることができない職員) 第2条 (略) (1)・(2) (略) <u>(3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）であつて、育児休業の承認の請求の際、次のいずれにも該当する会計年度任用職員以外の会計年度任用職員（別で定める会計年度任用職員を除く。）</u> <u>ア 任命権者が同一である職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である会計年度任用職員</u> <u>イ その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日までの間に、任期が満了し、かつ、特定職に引き続き採用されないことが明らかである会計年度任用職員以外の会計年度任用職員</u> <u>ウ 勤務日の日数を考慮して別で定める会計年度任用職員</u> (再度の育児休業をすることができる特別の事情) 第3条 (略) (1)～(6) (略)

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第7条 (略)

2 給与条例第34条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児休業をした職員の職場復帰後における号給の調整)

第8条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、第2条各号に掲げる職員とする。

(部分休業をすることができない職員)

第21条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、育児短時間勤務職員又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員とする。

(7) 任期の末日を育児休業の期間の末日とする
育児休業をしている会計年度任用職員が、当該育児休業に係る子について、任期が満了した後に引き続き採用されたことに伴い、引き続き採用された日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第7条 (略)

2 給与条例第34条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(会計年度任用職員を除く。)のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児休業をした職員の職場復帰後における号給の調整)

第8条 育児休業をした職員(会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるとは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、第2条第1号及び第2号に掲げる職員とする。

(部分休業をすることができない職員)

第21条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 育児短時間勤務職員又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員

(2) 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認の請求の際、次のいずれにも該当する会計年度任用職員以外の会計年度任用職員

ア 第2条第3号アの会計年度任用職員

イ 第2条第3号ウの会計年度任用職員

ウ 1日の勤務時間を考慮して別で定める会

(部分休業をしている職員の給与の取扱い) 第23条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第22条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。	計年度任用職員 (部分休業をしている職員の給与の取扱い) 第23条 職員(会計年度任用職員(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員であつて、その報酬が時間額で定められてる者に限る。))を除く。)が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第22条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。
--	---

(掛川市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正)

第5条 掛川市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例(平成17年掛川市条例第27号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(職員の派遣) 第2条 (略) 2 法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) (略) (3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条第1項に規定する条件附採用になっている職員(規則で定める職員を除く。) (4)・(5) (略) 3 (略)	(職員の派遣) 第2条 (略) 2 法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) (略) (3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条に規定する条件付採用になっている職員(規則で定める職員を除く。) (4)・(5) (略) 3 (略)

(掛川市職員の給与に関する条例の一部改正)

第6条 掛川市職員の給与に関する条例(平成17年掛川市条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(臨時又は非常勤の職員)の給与に関する事項) 第39条 <u>臨時又は非常勤の職員(再任用短時間勤務職員を除く。)</u>の給与に関する事項は、<u>任命権者が別に定める。</u>	(<u>会計年度任用職員</u>)の給与に関する事項) 第39条 <u>地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員</u>の給与に関する事項は、別に<u>条例</u>で定める。

(掛川市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第7条 掛川市職員等の旅費に関する条例(平成17年掛川市条例第39号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(臨時又は非常勤の者)に対して支給する旅費) 第43条 <u>臨時又は非常勤の者(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。)</u>に対して支給する旅費は、<u>2級の職務にある者に対して支給する旅費の基準の範囲内</u>で任命権者が別に定める。	(<u>会計年度任用職員</u>)に対して支給する旅費) 第43条 <u>地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員</u>に対して支給する旅費は、<u>常勤の職員の旅費との権衡を考慮して任命権者が別に定める。</u>

(掛川市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第8条 掛川市職員の退職手当に関する条例(平成17年掛川市条例第40号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(退職手当の支給) 第2条 (略) 2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第5条中11年以上25年未満の期間勤務した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第6条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤務した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。 附 則 12 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第16条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは 「 イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進す	(退職手当の支給) 第2条 (略) 2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第5条中11年以上25年未満の期間勤務した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第6条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤務した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。<u>ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員については、この限りではない。</u> 附 則 12 令和4年3月31日以前に退職した職員に対する第16条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは 「 イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進す

るために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの (アに掲げる者を除く。) とする。」	るために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの (アに掲げる者を除く。) とする。」
---	---

(掛川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第9条 掛川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年掛川市条例第178号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(臨時又は非常勤の職員の給与) 第24条 <u>臨時又は非常勤の職員</u>(第2条第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)については、職員の給与との権衡を考慮して予算の範囲内で給与を支給する。	(<u>会計年度任用職員の給与</u>) 第24条 <u>地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員</u>(第2条第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)については、職員の給与との権衡を考慮して予算の範囲内で給与を支給する。

(掛川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第10条 掛川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年掛川市条例第207号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
（報告事項） 第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。 (1)～(11) （略）	（報告事項） 第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員</u>を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。 (1)～(11) （略）

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

掛川市会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について

掛川市会計年度任用職員の給与等に関する条例を裏面のとおり制定する。

令和元年 9 月 2 日提出

掛川市長 松 井 三 郎

掛川市会計年度任用職員の給与等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与、費用弁償、勤務時間及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。

(会計年度任用職員の給与の種類)

第2条 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）には給料並びに地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び期末手当を、同項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）には報酬及び期末手当を支給する。

(フルタイム会計年度任用職員の給料)

第3条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、掛川市職員の給与に関する条例（平成17年掛川市条例第37号。以下「給与条例」という。）第3条第1項に掲げる給料表（以下この条において「給料表」という。）によるものとし、当該職員の職務と類似する職務に従事する一般職に属する常勤の職員（以下「一般職常勤職員」という。）に適用される給料表を適用する。

2 新たに給料表の適用を受けるフルタイム会計年度任用職員となった者の職務の級は、当該職員の職務と類似する職務に従事する一般職常勤職員の属する職務の級に決定する。

3 新たに給料表の適用を受けるフルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、規則で定める基準に従い決定する。

4 任命権者は、特別の事情により前3項の規定により難いときは、これらの規定にかかわらず、その給料月額を掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年掛川市条例第1号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第1項の給料表に掲げる7号給の給料月額を超えない範囲内で別に定めることができる。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の支給方法)

第4条 フルタイム会計年度任用職員の給料の支給方法については、一般職常勤職員の例による。

(フルタイム会計年度任用職員の地域手当等)

第5条 フルタイム会計年度任用職員の地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当は、一般職常勤職員の例により支給する。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第6条 フルタイム会計年度任用職員の期末手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を

「基準日」という。)にそれぞれ在籍するフルタイム会計年度任用職員（任期が6月以上の者に限る。）に対して、それぞれ6月30日及び12月10日（これらの日が日曜日又は土曜日に当たるときは、それぞれその直近の金曜日）に支給する。

- 2 フルタイム会計年度任用職員の期末手当の額、支給割合及び在職期間の算定方法については、規則で定める。

（フルタイム会計年度任用職員の給与の減額）

第7条 フルタイム会計年度任用職員の給与の減額については、一般職常勤職員の例による。

- 2 前項の規定にかかわらず、休暇により勤務しない場合の給与の減額については、規則で定めるところによる。

（フルタイム会計年度任用職員の休職者の給与）

第8条 フルタイム会計年度任用職員が休職にされたときの給与は、給与条例第37条第2項及び第3項に規定する場合を除き、一般職常勤職員の例により支給する。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬の基本額）

第9条 パートタイム会計年度任用職員の報酬の基本額は、月額で定める。

- 2 パートタイム会計年度任用職員の報酬の基本額は、当該職員がフルタイム会計年度任用職員であると仮定した場合に支給すべき給料及び地域手当の合計額とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、パートタイム会計年度任用職員の報酬の基本額を時間額で定める場合は、前項の額を162.75で除して得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）とする。
- 4 任命権者は、特別の事情により前3項の規定により難いときは、これらの規定にかかわらず、任期付職員条例第7条第1項の給料表に掲げる7号給の給料月額を超えない範囲内で別に定めることができる。

（パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務等に係る報酬）

第10条 前条に規定するもののほか、パートタイム会計年度任用職員には、規則で定めるところにより、一般職常勤職員に支給される時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当に相当する報酬を支給する。

（パートタイム会計年度任用職員の期末手当）

第11条 第6条の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。

（パートタイム会計年度任用職員の休職者の報酬）

第12条 パートタイム会計年度任用職員が休職にされたときの報酬は、給与条例第37条第2項及び

第3項に規定する場合を除き、一般職常勤職員の給与の例に準じ規則で定めるところにより支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の費用弁償)

第13条 パートタイム会計年度任用職員が勤務のために当該職員の住居と勤務公署との間を往復した場合及び公務のため旅行した場合には、それらの費用を弁償する。

2 パートタイム会計年度任用職員の費用弁償の額は、一般職常勤職員の通勤手当及び旅費の例による。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償の支給方法)

第14条 パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償の支給方法については、規則で定める。

(給与からの控除)

第15条 法第25条第2項の規定に基づき、次に掲げるものは、会計年度任用職員に給与を支給する際、その給与から控除することができる。

- (1) 職員の互助会の会費
- (2) 法第53条に基づき登録を受けた団体がその運営のため職員から徴収する経費
- (3) 団体扱いに係る各種保険料
- (4) 団体契約に基づく預貯金
- (5) 職員相互間の親睦を目的とする会の会費

(会計年度任用職員の給与の特例)

第16条 任命権者は、第2条から前条までの規定にかかわらず、全国的に統一して定められた基準に基づき給与を支給する必要がある会計年度任用職員の給与について、別に定めることができる。

(会計年度任用職員の勤務時間及び休暇)

第17条 会計年度任用職員の勤務時間及び休暇は、一般職常勤職員の例に準じ規則で定める。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を裏面のとおり定める。

令和元年 9 月 2 日提出

掛川市長 松 井 三 郎

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(掛川市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 掛川市職員の給与に関する条例（平成17年掛川市条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(期末手当の支給制限) 第32条 (略) (1) (略) (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員（同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。） (3)・(4) (略)	(期末手当の支給制限) 第32条 (略) (1) (略) (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員 (3)・(4) (略)

(掛川市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第2条 掛川市職員の退職手当に関する条例（平成17年掛川市条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(退職手当の支給制限) 第14条 (略) (1) (略) (2) 地方公務員法第28条第4項の規定により失	(退職手当の支給制限) 第14条 (略) (1) (略) (2) 地方公務員法第28条第4項の規定により失

職（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）又はこれに準ずる退職をした者 (3) (略) 2・3 (略)	職又はこれに準ずる退職をした者 (3) (略) 2・3 (略)
---	---------------------------------------

（掛川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第3条 掛川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年掛川市条例第178号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(退職手当) 第18条 (略) 2 (略) (1)～(4) (略) 3 (略) (1) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）をした者 (2)・(3) (略)	(退職手当) 第18条 (略) 2 (略) (1)～(4) (略) 3 (略) (1) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職をした者 (2)・(3) (略)

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

議案第 88 号

掛川市印鑑条例の一部改正について

掛川市印鑑条例（平成17年掛川市条例第75号）の一部を改正する条例を裏面のとおり定める。

令和元年9月2日提出

掛川市長 松 井 三 郎

掛川市印鑑条例の一部を改正する条例

掛川市印鑑条例（平成17年掛川市条例第75号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
（登録資格） 第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の<u>住民基本台帳</u>に記録されている者とする。 （登録印鑑） 第5条 （略） 2 （略） (1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏名若しくは通称又は氏名若しくは通称の一部を組み合わせた文字で表していないもの (2) 職業、資格その他氏名以外の事項を表しているもの （登録事項） 第6条 （略） (1)～(3) （略） (4) 氏名（外国人である市民に係る住民票に通称が記録されている場合にあっては、<u>氏名及び通称</u>） （印鑑登録の抹消） 第12条 （略） (1)～(3) （略） (4) 氏名、氏又は名（外国人である市民にあつ	（登録資格） 第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市が<u>備える住民基本台帳</u>に記録されている者とする。 （登録印鑑） 第5条 （略） 2 （略） (1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏名、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）若しくは通称（令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名、<u>旧氏</u>若しくは通称の一部を組み合わせた文字で表していないもの (2) 職業、資格その他氏名、<u>旧氏</u>又は通称以外の事項を表しているもの （登録事項） 第6条 （略） (1)～(3) （略） (4) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に<u>旧氏の記録が</u>されている場合にあっては<u>氏名及び当該旧氏</u>、外国人である市民に係る住民票に通称の<u>記録が</u>されている場合にあっては<u>氏名及び当該通称</u>） （印鑑登録の抹消） 第12条 （略） (1)～(3) （略） (4) 氏名、氏（氏に変更があった者にあつて

ては、通称又はカタカナ表記を含む。)の変更により、登録された印鑑が第5条第2項第1号に該当したとき。

(印鑑登録証明書)

第14条 (略)

(1) (略)

(2) 氏名(外国人である市民に係る住民票に通称が記録されている場合にあっては、氏名及び通称)

(3)～(5) (略)

2 (略)

は、住民票に記録がされている旧氏を含む。)
若しくは名(外国人である市民にあっては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。)の変更により、登録された印鑑が第5条第2項第1号に該当したとき。

(印鑑登録証明書)

第14条 (略)

(1) (略)

(2) 氏名(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記録がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人である市民に係る住民票に通称の記録がされている場合にあっては、氏名及び当該通称)

(3)～(5) (略)

2 (略)

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

議案第 89 号

掛川市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

掛川市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年掛川市条例第116号）の一部を改正する条例を裏面のとおり定める。

令和元年 9 月 2 日提出

掛川市長 松 井 三 郎

掛川市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

掛川市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年掛川市条例第116号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
目次 第1章～第4章 （略） 第5章 雑則（<u>第16条</u>） （利率） 第14条 災害援護資金は、<u>据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞した場合を除き年3パーセントとする。</u> （償還方法） 第15条 災害援護資金は、<u>年賦償還又は半年賦償還とする。</u> 2 （略） 3 <u>償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び政令第8条から第12条までの規定によるものとする。</u> 第5章 雑則	目次 第1章～第4章 （略） <u>第5章 災害弔慰金等支給審査委員会の設置</u> <u>（第16条）</u> <u>第6章 雑則（第17条）</u> （利率） 第14条 災害援護資金は、<u>無利子とする。</u> （償還方法） 第15条 災害援護資金は、<u>年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。</u> 2 （略） 3 <u>償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに政令第8条、第9条及び第12条までの規定によるものとする。</u> <u>第5章 災害弔慰金等支給審査委員会の設置</u> <u>（災害弔慰金等支給審査委員会の設置）</u> <u>第16条 市に、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。</u> <u>2 委員会の委員は、医師、弁護士その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。</u> <u>3 前項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。</u> 第6章 雑則

(雑則) <u>第16条</u> (略)	(雑則) <u>第17条</u> (略)
-------------------------	-------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第90号

掛川市立幼稚園保育料等徴収条例等の一部改正について

掛川市立幼稚園保育料等徴収条例（平成17年掛川市条例第151号）等の一部を改正する条例を裏面のとおり定める。

令和元年9月2日提出

掛川市長 松 井 三 郎

掛川市立幼稚園保育料等徴収条例等の一部を改正する条例

(掛川市立幼稚園保育料等徴収条例の一部改正)

第1条 掛川市立幼稚園保育料等徴収条例（平成17年掛川市条例第151号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後				
(保育料) 第2条 保育料の額は、次の各号に掲げる保育料の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 幼稚園保育料 <u>別表に定める額</u> (2) (略) 2 前項の規定にかかわらず、月の途中における<u>入園若しくは開始又は退園若しくは中止に係る幼稚園保育料並びに同項第2号ア及びウに掲げる預かり保育料（8月分を除く。以下この項において同じ。）</u>の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 月の途中における<u>入園又は開始の場合</u> <u>前項第1号に掲げる幼稚園保育料の額又は前項第2号アに掲げる預かり保育料の額（次号において「基準額」という。）に入園日から当該入園日の属する月の月末までにおける開園日数（20日を超える場合は、20日）を乗じて得た額を20で除して得た額（10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額。次号において同じ。）</u> (2) 月の途中における<u>退園又は中止の場合</u> <u>基準額に退園日の前日までの開園日数（20日を超える場合は、20日）を乗じて得た額を20で除して得た額</u> <u>別表（第2条関係）</u> <table border="1"> <tr> <td><u>税額等による階層区分</u></td><td><u>幼稚園保育料の額（月額）</u></td></tr> <tr> <td> </td><td> </td></tr> </table>	<u>税額等による階層区分</u>	<u>幼稚園保育料の額（月額）</u>			(保育料) 第2条 保育料の額は、次の各号に掲げる保育料の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 幼稚園保育料 <u>0円</u> (2) (略) 2 前項の規定にかかわらず、月の途中における開始又は中止に係る同項第2号ア及びウに掲げる預かり保育料（8月分を除く。以下この項において同じ。）の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 月の途中における開始の場合 <u>前項第2号ア及びウに掲げる預かり保育料の額（次号において「基準額」という。）に開始日から当該開始日の属する月の月末までにおける開園日数（20日を超える場合は、20日）を乗じて得た額を20で除して得た額（10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額。次号において同じ。）</u> (2) 月の途中における中止の場合 <u>基準額に中止日の前日までの開園日数（20日を超える場合は、20日）を乗じて得た額を20で除して得た額</u>
<u>税額等による階層区分</u>	<u>幼稚園保育料の額（月額）</u>				

第1	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0円
第2	市民税非課税世帯（第1階層を除く。）	1,000円
第3	園児の保護者が養育里親等である世帯又は市民税均等割の課税世帯であって市民税所得割の額のない世帯（第1階層を除く。）	2,000円
第4	市民税均等割の課税世帯であって、市民税所得割の額が右の区分に該当する世帯（第1階層を除く。）	1円以上16,200円未満
第5		16,200円以上32,400円未満
第6		32,400円以上48,600円未満
第7		48,600円以上77,101円未満
第8		77,101円以上145,000円未満
第9		145,000円以上211,200円未満
第10		211,200円以上301,000円未満
第11		301,000円以上397,000円未満
第12		397,000円以上
		19,000円

備考

- この表において「市民税」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市民税をいい、「均等割」及び「所得割」とは、それぞれ、同法第292条第1項第1号及び第2号に規定する均等割及び所得割をいう。ただし、均等割又は所得割の額の計算においては、同法第323条の規定により市民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とし、所得割の額の計算に

おいては、同法第314条の7、第314条の8並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。

2 この表において「養育里親等」とは、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第4条第1項第4号に規定する養育里親等をいう。

3 幼稚園保育料の額は、当該年度（4月から8月までの分については、前年度）の市民税の額から算定するものとする。

4 園児の属する世帯が第2階層又は第3階層のいずれかに該当する場合における当該世帯に属する特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）に該当する園児のうち最年長者以外の園児に係る幼稚園保育料の額は、この表の規定にかかわらず、無料とする。

5 第4階層から第7階層までのいずれかに該当する世帯に特定被監護者等が2人以上いる場合における幼稚園保育料の額は、この表の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる額とする。

ア 当該世帯に属する特定被監護者等のうち、最年長者に該当する園児	幼稚園保育料の額の月額
イ 当該世帯に属する特定被監護者等のうち、次年長者に該当する園児	幼稚園保育料の額の月額に100分の50を乗じて得た額
ウ その他の園児	0円

6 園児の属する世帯が次に掲げる世帯のいずれかに該当し、かつ、次の表の階層区分の欄に掲げる階層のいずれかに該当する場合における当該世帯に属する特定被監護者等に該当する園児に係る幼稚園保育料の額は、この表の規定にかかわらず、最年長者に該当する園児にあっては次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる額とし、最年長者以外の園児にあっては無料とする。

(1) 母子世帯等 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1

項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子で、現に園児を扶養しているものの世帯

(2) 在宅障害児（者）のいる世帯 次に掲げる児（者）を有する世帯

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児及び国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

(3) その他の世帯 保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると教育委員会が認めた世帯

階層区分	幼稚園保育料の金額
第2	0円
第3	0円
第4	3,000円
第5	3,000円
第6	3,000円
第7	3,000円

7 第8階層から第12階層までのいずれかに該当する世帯に園児が2人以上いる場合又は低学年児（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校又は同法第76条第1項に規定する特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在学する児童をいう。以下同じ。）がいる場合における当該園児に係る幼稚園保育料の額は、この表の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる額とする。

ア 低学年児を有する世帯	(7) 1人の低学年児を有する世帯	最年長の園児については、幼稚園保育料の額の月額に100分の50を乗じて得た額
		最年長以外の園児については、0円
	(4) 2人以上の低学年児を有する世帯	0円
イ 低学年児を有しない世帯のうち、2人以上の園児を有する世帯		最年長の園児については、幼稚園保育料の額の月額
		次年長の園児については、幼稚園保育料の額の月額に100分の50を乗じて得た額
		その他の園児については、0円

8 保育認定子ども（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもをいう。）のうち同法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育を受ける園児に係る幼稚園保育料の額を算定する場合においては、備考7の規定は適用せず、掛川市立幼保連携型認定こども園条例（平成29年掛川市条例第6号）別表備考9の定めるところによる。

（掛川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 掛川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成27年掛川市条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準) 第2条 法第34条第2項の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準及び法第46条第2項の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準は、<u>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）</u>に規定する基準とする。	(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準) 第2条 法第34条第2項の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準及び法第46条第2項の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準は、<u>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（令和元年内閣府令第8号）</u>に規定する基準とする。

(掛川市立幼保連携型認定こども園条例の一部改正)

第3条 掛川市立幼保連携型認定こども園条例（平成29年掛川市条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(保育料の納付) 第7条 こども園に入園した子ども（以下「園児」という。）の保護者は、規則で定める日までに、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額のこども園の使用料（以下「保育料」という。）を納付しなければならない。 (1) こども園保育料 次に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 教育認定子ども（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）<u>掛川市立幼稚園保育料等徴収条例（平成17年掛川市条例第151号）別表（以下「幼稚園別表」という。）に定める額</u> イ 保育認定子ども（子ども・子育て支援法第19条第1項第2号及び第3号に掲げる小	(保育料の納付) 第7条 こども園に入園した子ども（以下「園児」という。）の保護者は、規則で定める日までに、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額のこども園の使用料（以下「保育料」という。）を納付しなければならない。 (1) こども園保育料 次に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 教育認定子ども（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもをいう。以下同じ。） <u>0円</u> イ 保育認定子ども（子ども・子育て支援法第19条第1項第2号及び第3号に掲げる小

学校就学前子どもをいう。以下同じ。) 別表に定める額

(2)・(3) (略)

2 前項第1号イの規定にかかわらず、保育認定子どものうち子ども・子育て支援法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育を受ける園児に係るこども園保育料の額は、幼稚園別表に定める額とする。

3 前項の規定により、こども園保育料の額を算定する場合においては、幼稚園別表備考7の規定は適用せず、別表備考9の定めるところによる。

4 第1項第1号及び第2号並びに第2項の規定にかかわらず、月の途中における入園若しくは開始又は退園若しくは中止に係るこども園保育料及び第1項第2号アに掲げる預かり保育料（8月分を除く。以下この項において同じ。）の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 教育認定子ども（第2項の規定の適用を受ける者を含む。） 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 月の途中における入園又は開始の場合
第1項第1号アに掲げるこども園保育料の額又は同項第2号アに掲げる預かり保育料の額（イにおいて「基準額」という。）に入園又は開始日から当該入園又は開始日の属する月の月末までにおける開園日数（20日を超える場合は、20日）を乗じて得た額を20で除して得た額（10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額。イにおいて同じ。）

イ 月の途中における退園又は中止の場合
基準額に退園又は中止日の前日までの開園日数（20日を超える場合は、20日）を乗じて得た額を20で除して得た額

(2) 保育認定子ども（第2項の規定の適用を受

学校就学前子どもをいう。以下同じ。) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(7) 満3歳以上の保育認定子ども（満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある保育認定子どもを除く。） 0円

(i) 満3歳未満の保育認定子ども（満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある保育認定子どもを含む。） 別表に定める額

(2)・(3) (略)

2 前項第1号イ(i)の規定にかかわらず、保育認定子どものうち子ども・子育て支援法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育を受ける園児に係るこども園保育料の額は、0円とする。

3 第1項第1号イ(i)及び同項第2号の規定にかかわらず、月の途中における入園若しくは開始又は退園若しくは中止に係るこども園保育料及び同項第2号アに掲げる預かり保育料（8月分を除く。以下この項において同じ。）の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 教育認定子ども（前項の規定の適用を受ける者を含む。） 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 月の途中における開始の場合 第1項第2号アに掲げる預かり保育料の額（イにおいて「基準額」という。）に開始日から当該開始日の属する月の月末までにおける開園日数（20日を超える場合は、20日）を乗じて得た額を20で除して得た額（10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額。イにおいて同じ。）

イ 月の途中における中止の場合 基準額に中止日の前日までの開園日数（20日を超える場合は、20日）を乗じて得た額を20で除して得た額

(2) 保育認定子ども（第2項の規定の適用を受

ける者を除く。) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 月の途中における入園の場合 別表に定める額に入園日から当該入園日の属する月の月末までにおける開園日数(25日を超える場合は、25日)を乗じて得た額を25で除して得た額(10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額。イにおいて同じ。)

イ 月の途中における退園の場合 別表に定める額に退園日の前日までの開園日数(25日を超える場合は、25日)を乗じて得た額を25で除して得た額

別表(第7条関係)

各月初日の園児の属する世帯の階層区分			こども園保育料の額(月額)			
			第3号認定		第2号認定	
			0歳児	1歳児又は2歳児	3歳児	4歳児又は5歳児
第1	(略)	(略)	0円	0円	0円	0円
		(略)	0円	0円	0円	0円
第2	(略)	(略)	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円
		(略)	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円
第3	(略)	(略)	9,000円	8,000円	6,000円	6,000円
		(略)	8,900円	7,900円	5,900円	5,900円
第4	(略)	(略)	11,000円	10,000円	8,000円	8,000円
		(略)	10,900円	9,900円	7,900円	7,900円
第5	(略)	(略)	12,000円	11,000円	9,000円	9,000円
		(略)	11,800円	10,900円	8,900円	8,900円
第6	(略)	(略)	13,000円	12,000円	9,500円	9,500円
		(略)	12,800円	11,800円	9,400円	9,400円
第7	(略)	(略)	19,000円	17,000円	14,000円	13,000円
		(略)	18,700円	16,800円	13,800円	12,800円
第8	(略)	(略)	19,000円	17,000円	14,000円	13,000円
		(略)	18,700円	16,800円	13,800円	12,800円

ける者を除く。) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 月の途中における入園の場合 第1項第1号イ(イ)に定める額に入園日から当該入園日の属する月の月末までにおける開園日数(25日を超える場合は、25日)を乗じて得た額を25で除して得た額(10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額。イにおいて同じ。)

イ 月の途中における退園の場合 第1項第1号イ(イ)に定める額に退園日の前日までの開園日数(25日を超える場合は、25日)を乗じて得た額を25で除して得た額

別表(第7条関係)

各月初日の園児の属する世帯の階層区分			こども園保育料の額(月額)	
			0歳児	1歳児又は2歳児
第1	(略)	(略)	0円	0円
		(略)	0円	0円
第2	(略)	(略)	0円	0円
		(略)	0円	0円
第3	(略)	(略)	9,000円	8,000円
		(略)	8,900円	7,900円
第4	(略)	(略)	11,000円	10,000円
		(略)	10,900円	9,900円
第5	(略)	(略)	12,000円	11,000円
		(略)	11,800円	10,900円
第6	(略)	(略)	13,000円	12,000円
		(略)	12,800円	11,800円
第7	(略)	(略)	19,000円	17,000円
		(略)	18,700円	16,800円
第8	(略)	(略)	19,000円	17,000円
		(略)	18,700円	16,800円

第9	(略)	(略)	22,000円	20,000円	<u>16,000円</u>	<u>15,000円</u>
		(略)	21,700円	19,700円	<u>15,800円</u>	<u>14,800円</u>
第10	(略)	(略)	31,000円	28,000円	<u>22,000円</u>	<u>19,000円</u>
		(略)	30,500円	27,600円	<u>21,700円</u>	<u>18,700円</u>
第11	(略)	(略)	35,000円	32,000円	<u>25,000円</u>	<u>22,000円</u>
		(略)	34,500円	31,500円	<u>24,600円</u>	<u>21,700円</u>
第12	(略)	(略)	37,000円	34,000円	<u>25,000円</u>	<u>22,000円</u>
		(略)	36,400円	33,500円	<u>24,600円</u>	<u>21,700円</u>
第13	(略)	(略)	44,000円	40,000円	<u>29,000円</u>	<u>25,000円</u>
		(略)	43,300円	39,400円	<u>28,600円</u>	<u>24,500円</u>
第14	(略)	(略)	46,000円	42,000円	<u>29,000円</u>	<u>25,000円</u>
		(略)	45,300円	41,300円	<u>28,600円</u>	<u>24,600円</u>
第15	(略)	(略)	48,000円	44,000円	<u>31,000円</u>	<u>26,000円</u>
		(略)	47,200円	43,300円	<u>30,500円</u>	<u>25,600円</u>
第16	(略)	(略)	53,000円	48,000円	<u>31,000円</u>	<u>26,000円</u>
		(略)	52,100円	47,200円	<u>30,500円</u>	<u>25,600円</u>
第17	(略)	(略)	57,000円	52,000円	<u>31,000円</u>	<u>26,000円</u>
		(略)	56,100円	51,200円	<u>30,500円</u>	<u>25,600円</u>
第18	(略)	(略)	61,000円	55,000円	<u>35,000円</u>	<u>28,000円</u>
		(略)	60,000円	54,100円	<u>34,500円</u>	<u>27,600円</u>
第19	(略)	(略)	64,000円	58,000円	<u>35,000円</u>	<u>28,000円</u>
		(略)	63,000円	57,100円	<u>34,500円</u>	<u>27,600円</u>
第20	(略)	(略)	67,000円	61,000円	<u>35,000円</u>	<u>28,000円</u>
		(略)	65,900円	60,000円	<u>34,500円</u>	<u>27,600円</u>
第21	(略)	(略)	70,000円	64,000円	<u>37,000円</u>	<u>30,000円</u>
		(略)	68,900円	63,000円	<u>36,400円</u>	<u>29,500円</u>

備考

- この表において「市民税」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市民税をいい、「均等割」及び「所得割」とは、それぞれ、同法第292条第1項第1号及び第

第9	(略)	(略)	22,000円	20,000円
		(略)	21,700円	19,700円
第10	(略)	(略)	31,000円	28,000円
		(略)	30,500円	27,600円
第11	(略)	(略)	35,000円	32,000円
		(略)	34,500円	31,500円
第12	(略)	(略)	37,000円	34,000円
		(略)	36,400円	33,500円
第13	(略)	(略)	44,000円	40,000円
		(略)	43,300円	39,400円
第14	(略)	(略)	46,000円	42,000円
		(略)	45,300円	41,300円
第15	(略)	(略)	48,000円	44,000円
		(略)	47,200円	43,300円
第16	(略)	(略)	53,000円	48,000円
		(略)	52,100円	47,200円
第17	(略)	(略)	57,000円	52,000円
		(略)	56,100円	51,200円
第18	(略)	(略)	61,000円	55,000円
		(略)	60,000円	54,100円
第19	(略)	(略)	64,000円	58,000円
		(略)	63,000円	57,100円
第20	(略)	(略)	67,000円	61,000円
		(略)	65,900円	60,000円
第21	(略)	(略)	70,000円	64,000円
		(略)	68,900円	63,000円

備考

- この表において「市民税」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市民税をいい、「均等割」及び「所得割」とは、それぞれ、同法第292条第1項第1号及び第

2号に規定する均等割及び所得割をいう。ただし、均等割又は所得割の額の計算においては、同法第323条の規定により市民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とし、所得割の額の計算においては、同法第314条の7、第314条の8並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。

2 (略)

3 この表において「第2号認定」とは、子ども・子育て支援法第19条第1項第2号に該当する園児に係る支給認定（同法第20条第4項に規定する支給認定をいう。以下同じ。）をいい、「第3号認定」とは、同法第19条第1項第3号に該当する園児に係る支給認定をいう。

4 この表において「0歳児」、「1歳児」、「2歳児」、「3歳児」、「4歳児」又は「5歳児」とは、こども園に入園した日の属する年度の4月1日（前年度から継続してこども園に入園している場合にあっては、当該年度の4月1日）における年齢が、それぞれ0歳、1歳、2歳、3歳、4歳又は5歳である園児をいう。

5 この表において「標準時間」とは、最長11時間の利用時間をいい、「短時間」とは、最長8時間の利用時間をいう。

6 園児の属する世帯が第2階層に該当する場合における当該世帯に属する特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）に該当する園児のうち最年長者以外の園児に係るこども園保育料の額は、この表の規定にかかわらず、無料とする。

7 第3階層から第7階層までのいずれかに該当する世帯に特定被監護者等が2人以上いる場合におけるこども園保育料の額は、この表の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる額（10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とする。

2号に規定する均等割及び所得割をいう。ただし、均等割又は所得割の額の計算においては、同法第323条の規定により市民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とし、所得割の額の計算においては、同法第314条の7、第314条の8並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。

2 (略)

3 この表において「0歳児」、「1歳児」又は「2歳児」とは、こども園に入園した日の属する年度の4月1日（前年度から継続してこども園に入園している場合にあっては、当該年度の4月1日）における年齢が、それぞれ0歳、1歳又は2歳である園児をいう。

4 この表において「標準時間」とは、最長11時間の利用時間をいい、「短時間」とは、最長8時間の利用時間をいう。

5 第3階層から第7階層までのいずれかに該当する世帯に特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第14条に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が2人以上いる場合におけるこども園保育料の額は、この表の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる額（10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とする。

(略)

8 園児の属する世帯が次に掲げる世帯のいずれかに該当し、かつ、次の表の階層区分の欄に掲げる階層のいずれかに該当する場合における当該世帯に属する特定被監護者等に該当する園児に係るこども園保育料の額は、この表の規定にかかわらず、最年長者に該当する園児にあっては次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる額とし、最年長者以外の園児にあっては無料とする。

(1)～(3) (略)

階層区分		こども園保育料の金額			
		第3号認定		第2号認定	
		0歳児	1歳児又は2歳児	3歳児	4歳児又は5歳児
第2	(略)	0円	0円	0円	0円
	(略)	0円	0円	0円	0円
第3	(略)	4,500円	4,000円	3,000円	3,000円
	(略)	4,450円	3,950円	2,950円	2,950円
第4	(略)	5,500円	5,000円	4,000円	4,000円
	(略)	5,450円	4,950円	3,950円	3,950円
第5	(略)	6,000円	5,500円	4,500円	4,500円
	(略)	5,900円	5,450円	4,450円	4,450円
第6	(略)	6,500円	6,000円	4,750円	4,750円
	(略)	6,400円	5,900円	4,700円	4,700円
第7	(略)	9,000円	8,500円	6,000円	6,000円
	(略)	8,900円	8,400円	5,900円	5,900円
第8	(略)	9,000円	8,500円	6,000円	6,000円
	(略)	8,900円	8,400円	5,900円	5,900円

9 第8階層から第21階層までのいずれかに該当する世帯に園児が2人以上いる場合又は園児以外に幼稚園等（次に掲げる施設をいう。以下同じ。）に通い、家庭的保育事業等（児童

(略)

6 園児の属する世帯が次に掲げる世帯のいずれかに該当し、かつ、次の表の階層区分の欄に掲げる階層のいずれかに該当する場合における当該世帯に属する特定被監護者等に該当する園児に係るこども園保育料の額は、この表の規定にかかわらず、最年長者に該当する園児にあっては次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる額とし、最年長者以外の園児にあっては無料とする。

(1)～(3) (略)

階層区分		こども園保育料の金額（月額）	
		0歳児	1歳児又は2歳児
第2	(略)	0円	0円
	(略)	0円	0円
第3	(略)	4,500円	4,000円
	(略)	4,450円	3,950円
第4	(略)	5,500円	5,000円
	(略)	5,450円	4,950円
第5	(略)	6,000円	5,500円
	(略)	5,900円	5,450円
第6	(略)	6,500円	6,000円
	(略)	6,400円	5,900円
第7	(略)	9,000円	8,500円
	(略)	8,900円	8,400円
第8	(略)	9,000円	8,500円
	(略)	8,900円	8,400円

7 第8階層から第21階層までのいずれかに該当する世帯に園児が2人以上いる場合又は園児以外に負担額算定基準子ども（令第13条第2項の負担額算定基準子どもをいう。以下同

福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。以下同じ。)による保育を受け、若しくは児童発達支援(同法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援をいう。以下同じ。)若しくは医療型児童発達支援(同条第3項に規定する医療型児童発達支援をいう。以下同じ。)を利用する小学校就学前子どもがいる場合における当該園児に係ることも園保育料の額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる額(10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額)とする。

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園

(2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園

(3) 学校教育法第76条第2項に規定する特別支援学校の幼稚部

(4) 児童福祉法第39条第1項に規定する保育所

(5) 児童福祉法第43条の2に規定する児童心理治療施設の通所部

ア 園児又は幼稚園等に通い、家庭的保育事業等による保育を受け、若しくは児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用する小学校就学前子ども(以下「園児等」という。)で、その出生の最も早いもの

(略)

(略)

じ。)がいる場合における当該園児に係ることも園保育料の額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる額(10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額)とする。

ア 園児等(園児及び負担額算定子どもをいう。以下同じ。)のうち、その出生の最も早いもの

(略)

(略)

附 則

- この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の掛川市立幼稚園保育料等徴収条例の規定は、令和元年10月以後の月分の保育料について適用し、同年9月分までの保育料については、なお従前の例による。
- 第3条の規定による改正後の掛川市立幼保連携型認定こども園条例の規定は、令和元年10月以後の月分の保育料について適用し、同年9月分までの保育料については、なお従前の例による。

議案第91号

掛川市手数料条例の一部改正について

掛川市手数料条例（平成17年掛川市条例第74号）の一部を改正する条例を裏面のとおり定める。

令和元年9月2日提出

掛川市長 松 井 三 郎

掛川市手数料条例の一部を改正する条例

掛川市手数料条例（平成17年掛川市条例第74号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律による手数料） 第20条の4 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この条において「法」という。）第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査に係る手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、当該申請の際、法第30条第2項の規定による申出がされたときは、第13条の2第1号に定める額の手数料を併せて徴収するものとする。 (1)・(2) （略） 2 法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定の申請に対する審査に係る手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、当該申請の際、法第31条第2項の規定による申出がされたときは、第13条の2第1号に定める額の手数料を併せて徴収するものとする。	（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律による手数料） 第20条の4 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この条において「法」という。）第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査に係る手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とし、<u>法第29条第3項各号に掲げる事項を記載する場合における手数料の額は、申請に係るそれぞれの建築物の区分に応じ、それぞれの額を合算した額とする。</u>この場合において、当該申請の際、法第30条第2項の規定による申出がされたときは、第13条の2第1号に定める額の手数料を併せて徴収するものとする。 (1)・(2) （略） 2 法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定の申請に対する審査に係る手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とし、<u>変更（法第29条第1項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この項において「計画」という。）に係る建築物に関して同条第3項各号に掲げる事項を新たに記載する場合又は削除する場合を除く。）に係る建築物が2以上ある場合における手数料の額は、申請に係るそれぞれの建築物の区分に応じ、それぞれの額を合算した額とし、計画に法第29条第3項に掲げる事項を新たに追加する場合における手数料の額は、同条第1項の規定に基づく認定の申請</u>

(1)・(2) (略)

とみなして前項の規定を適用して算出する。この場合において、当該申請の際、法第31条第2項の規定による申出がされたときは、第13条の2第1号に定める額の手数料を併せて徴収するものとする。
(1)・(2) (略)

附 則

この条例は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第4号）附則第1条の規定の施行の日から施行する。

掛川市消防団条例の一部改正について

掛川市消防団条例（平成17年掛川市条例第188号）の一部を改正する条例を裏面のとおり定める。

令和元年9月2日提出

掛川市長 松 井 三 郎

掛川市消防団条例の一部を改正する条例

掛川市消防団条例（平成17年掛川市条例第188号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(失格条項) 第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 <u>(1) 成年被後見人又は被保佐人</u> <u>(2) (略)</u> <u>(3) 第6条の規定により免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</u>	(失格条項) 第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。² <u>(1) (略)</u> <u>(2) 第6条の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</u>

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

5

平成30年度掛川市水道事業会計剰余金の処分について

平成30年度掛川市水道事業会計未処分利益剰余金533,121,572円のうち、160,000,000円を資本金に組み入れ、290,000,000円を建設改良積立金に積み立て、残余を繰り越すものとする。

令和元年 9 月 2 日提出

掛川市長 松 井 三 郎

(単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	11,794,419,005	180,913,457	533,121,572
議会の議決による処分額	160,000,000		△450,000,000
資本金への組入	160,000,000		△160,000,000
建設改良積立金の積立			△290,000,000
処分後残高	11,954,419,005	180,913,457	83,121,572

報告第3号

健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、次のとおり健全化判断比率を監査委員の意見を付けて報告する。

令和元年9月2日提出

掛川市長 松 井 三 郎

（単位：％）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (11.98)	— (16.98)	8.6 (25.0)	53.6 (350.0)

備考

- 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率が算定されない場合は、「—」と表示した。
- 2 括弧内の数値は、早期健全化基準を表示した。



掛 監 第 2 5 号
令和元年 8 月 22 日

掛川市長 松 井 三 郎 様

掛川市監査委員 横 山 茂 明



掛川市監査委員 鈴 木 正 治



平成30年度掛川市健全化判断比率審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、審査に付された平成30年度掛川市健全化判断比率を審査したので、次のとおり意見を提出します。

記

平成30年度掛川市健全化判断比率審査意見書

1 審査の対象

健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期日

令和元年 8 月 7 日

3 審査の方法

市長から提出された健全化判断比率及びその算定となる事項を記載した書類が、正確に作成されているかどうかを主眼として、関係諸帳簿との照合等通常実施すべき審査手続きを実施したほか、関係職員の説明を聴取した。

4 審査の結果

審査に付された、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも正確に作成されているものと認められた。

このことにより平成30年度の実質赤字額、連結実質赤字額は生じていない。

よって計上すべき実質赤字比率、連結実質赤字比率は算定されないと認められた。

また、実質公債費比率及び将来負担比率については、早期健全化基準内であることが認められた。

（単位：％）

	健全化判断比率	平成30年度	早期健全化基準
1	実 質 赤 字 比 率	—	1 1 . 9 8
2	連結実質赤字比率	—	1 6 . 9 8
3	実 質 公 債 費 比 率	8 . 6	2 5 . 0
4	将 来 負 担 比 率	5 3 . 6	3 5 0 . 0

資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、掛川市簡易水道特別会計、掛川市公共下水道事業特別会計、掛川市農業集落排水事業特別会計、掛川市浄化槽市町村設置推進事業特別会計及び掛川市水道事業会計の平成30年度決算に基づく資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和元年9月2日提出

掛川市長 松 井 三 郎

（単位：％）

会 計 の 名 称	資金不足比率
掛川市簡易水道事業特別会計	—
掛川市公共下水道事業特別会計	—
掛川市農業集落排水事業特別会計	—
掛川市浄化槽市町村設置推進事業特別会計	—
掛川市水道事業事業会計	—

備考 資金不足比率が算定されない場合は、「—」と表示した。



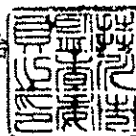
掛 監 第 2 6 号
令和元年 8 月 22 日

掛川市長 松 井 三 郎 様

掛川市監査委員 横 山 茂 明



掛川市監査委員 鈴 木 正 治



平成30年度掛川市簡易水道特別会計、掛川市公共下水道事業特別会計、
掛川市農業集落排水事業特別会計、掛川市浄化槽市町村設置推進事業
特別会計、掛川市水道事業会計資金不足比率審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、審査に付された平成30年度掛川市簡易水道特別会計、掛川市公共下水道事業特別会計、掛川市農業集落排水事業特別会計、掛川市浄化槽市町村設置推進事業特別会計、掛川市水道事業会計資金不足比率を審査したので、次のとおり意見を提出します。

記

平成30年度掛川市簡易水道特別会計、掛川市公共下水道事業特別会計、
掛川市農業集落排水事業特別会計、掛川市浄化槽市町村設置推進事業
特別会計、掛川市水道事業会計資金不足比率審査意見書

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期日

令和元年 6 月 19 日 及び 7 月 30 日

3 審査の方法

市長から提出された資金不足比率及びその算定となる事項を記載した書類が、正確に作成されているかどうかを主眼として、関係諸帳簿との照合等通常実施すべき審査手続きを実施したほか、関係職員の説明を聴取した。

4 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも正確に作成されているものと認められた。
このことにより本会計における平成30年度の資金の不足額は生じていない。
よって計上すべき資金不足比率は算定されないと認められた。

(単位：%)

会計名	資金不足比率
簡易水道特別会計	—
公共下水道事業特別会計	—
農業集落排水事業特別会計	—
浄化槽市町村設置推進事業特別会計	—
水道事業会計	—

